

第六回国会 人事委員会 會議録 第五号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理理事 藤枝 泉介君

理事小平 久雄君 理事玉置 實君

理事吉武 惠市君 理事赤松 勇君

理事加藤 充君 理事逢澤 寛君

理事木村 俊夫君

岡西 明貞君 高橋 權六君

橋本 龍伍君 柳澤 義男君

土橋 一吉君

出席國務大臣

法務総裁 畑田 俊吉君

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

人事院事務官 岡部 史郎君

(法制局長) 法制意見長官 佐藤 達夫君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

専門員 中御門経民君

十一月十九日

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引上げの請願(菊池義郎君紹介)

(第九二一号)

人事院に訴願中のかく首者の生活保障に関する請願(加藤充君紹介)

(第一一九号)

公務員給与に関する請願(加藤充君紹介)

(第一〇二三号)

人事院規則の一部改正に関する請願

(江崎一治君外三名紹介)

(第一〇九四号)

年末補給金支給に関する請願(江崎一治君外三名紹介)

(第一〇九五号)

公務員の給与改訂に関する請願(江崎一治君外三名紹介)

(第一〇九六号)

第一類第二号 人事委員会會議録第五号

昭和二十四年十一月二十一日

寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給促進に関する請願(江崎一治君外三名紹介)

(第一〇九七号)

公務員の給与改訂に関する請願(加藤充君紹介)

(第一〇九九号)

同(伊藤憲一君外二名紹介)

(第一一八九号)

寒冷地手当支給促進に関する請願

(松澤兼人君外五名紹介)

(第一一〇〇号)

政令第二百六十四号の一部改正に関する請願(小川平二君紹介)

(第一一二三三号)

同(井出一太郎君紹介)

(第一一二四号)

同(田方廣文君外一名紹介)

(第一二二五号)

超過勤務手当完全支給に関する請願

(伊藤憲一君外一名紹介)

(第一二六五号)

国家公務員に交通費支給の請願(伊藤憲一君外二名紹介)

(第一一六六号)

職員団体の取扱に対する人事院の処置に関する請願外二件(加藤充君外四名紹介)

(第一一八六号)

公務員組合の組合員資格に関する請願外二件(江崎一治君外二名紹介)

(第一一八七号)

寒冷地給、石炭手当支給に関する請願(岡田春夫君外二名紹介)

(第一一九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

政府職員の新給与実施に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二九号)

特別職の職員給与に関する法律案(内閣提出第一八号)

藤枝委員長代理 これより人事委員会を開会いたします。

ただいま委員長がちよつとおさしつかえがありますので、私が委員長の職務を行いたいと思ひます。

前會に引き続きまして、政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律案及び国家公務員の職階制に関する法律案の三件を一括議題といたしまして、質疑を継続いたします。土橋委員。

○土橋委員 ただいま指名をいただきまして、昨日に引続いて御質問を申し上げようと思ひますが、人事院総裁がお見えでありませぬので、岡部法制局長が責任を持つてお答えをくださるならば、御質問をいたしたいと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○岡部(史)政府委員 土橋委員のお尋ねに對しまして、お答えすることに御異議ございません。

○土橋委員 それでは御質問をいたしますが、六千三百七円ベースの支給について、特にこの十一月の下旬、二月の上旬等においては全官公労の各組合において、賃金の支拂いに関して年末調整金等の差引がありましたために、非常に給与が悪いという事実が起つたのであります。ここで人事院にもすで

に苦情処理なり、あるいはその他のあらゆる方法でたくさん書類が参つたことは、御承知置きの通りだと思ひます。これに對して人事院総裁はたしか三月の上旬、三日からであつたと記憶いたしておりますが、数日間にはわたりまして、当時の給与実施本部次長の今井氏あるいは他の諸君といたしまして御審議が展開せられました。そうしてその審議の結果については、人事院はたしか十二條の第十五号だつたと思ひますが、その規定から当然九十二條によつていかなる処置をするかを定め、政府あるいはその他の筋に對して勸告なり、報告なり、意見を開陳するようになつておりますが、この結果は今日においても國會にも報告がないのであります。こういう点についてどういふ経過になつてゐるか。これが第一点。

第二点はどういふような決意を持つて、六千三百七円ベースが完全に支給されないという状態を解決する考えを持つてゐるか。こういう点について人事院の見解を承りたいと思ひます。

○岡部(史)政府委員 その點に對しましては、審議の結果も出てゐるわけでありませんが、現在手もとにございませぬので、後ほどお答えいたすことにいたします。

○土橋委員 そうしますと、ただいま手もとにありませんならば、將來資料を取寄せて、人事院がどういふように内閣に對してその状況について勸告をしたかということを、明確にされたいと思ひます。

第二番目の點は、人事院は当時の給

与実施本部長に對して、あるいは各省の給与係の不当な、六千三百七円ベースに至らないような給与の支給について、ただいまどういふ考えでおられるか、この内容をひとつお話を願ひたいと思ひます。

○岡部(史)政府委員 お尋ねの點につきましては、公開審議の結果を申し上げるときに、あわせて申し上げたいと思ひます。

○土橋委員 それではこの質問は総裁がお見えになつて、さらに資料が届くまで保留をさせていただきます。

第二番目の質問であります。第十二條の前段の一項の規定を見ますと、人事官會議の議事はすべて議事録に記載しなければならぬ、という規定があります。けれども給与ベースの改訂、あるいは審議の結果等については、人事院では會議途上において相當な議論があつたと思ひますので、そういうものは國會へ提出をしていただいて、そうしてわれわれも人事院のあり方、人事院がいかに重要な議案について會議を進められてゐるのかという点を見たいと思ひます。あなたの方では少くとも毎週一回開くこの會議を、議事録にとめておると思ひますが、これは國會に提出できるものでありますか、この点を伺ひたいと思ひます。

○岡部(史)政府委員 人事院會議の議事録は公開することになつておりますから、その内容につきましてこれをくらんになりたい方は、人事院においてくださるならばお目にかけることにな

ります。

つております。もちろん国会からその人事院会議の議事録の全部につきましても御要求はあるまいと思ひますが、特定の事柄に關しての特定の日時、特定の會議に關しての御要求でございますならば、これを提出いたすようにとりはからいたしたいと思います。さう御承願いたします。

○土橋委員 それはまことにありがた仕合せであります。最近新聞が報道してありますように、國鉄の諸君が九千七百円を要求せられて、これが公共企業体労働関係調停委員会におきまして八千五百八十八円という案が出たのであります。これを國有鉄道公社では認めなかつたのであります。當時の状況から考えますと、人事院は少くとも七千八百八十四程度の給与ベースの改訂を勧告するであろうということが、新聞によつて報道せられていたのであります。ところが、さういふ経過について詳しく人事官會議では御討論なすつたと思ひますので、ただちに私はその部分に關して委員会へ、あるいはわれわれ議員の方へ、御報告を願ひたいと思ひてあります。

次の点であります。この國家公務員法を見ますと、たとえば二十四條に書いてありますように、「人事院は、毎年、國會及び内閣に對し、業務の状況を報告しなければならぬ。内閣は前項の報告を公表しなければならぬ。」さういふことに相なつておりますが、人事院がすでに臨時人事委員会から発せられて、相当歳月も経ておりますので、特に今年における業務の状況等について御報告願ひたいと思ひますが、これはでき得るでありましたらうか。この点をお伺ひいたします。

○岡部(史)政府委員 業務の状況に關しまして、毎年一回國會及び内閣に對して御報告申し上げることは、これは人事院に課せられた義務でございますから、これを遂行するように、ただいま準備中でございます。當然御希望に沿ひ得ることと存じております。

○土橋委員 きりの淺井總裁の御発言で聞きとれなかつた点もありません。あなたも御答弁をお聞きであつたと思ひますから、重ねてお聞きしたいと思ひます。厚生福利あるいは實質的に賃金を十分補ひ得るような措置を、人事院は計画をし、これを各官庁にも推進せしめるといふことが、當然勧告内容として、あるいは業務一般報告の中にも考えられるのであります。が、今までさういふ点について人事院では、さういふ計画をせられて、さういふような御抱負と経緯を持つて、公務員諸君の實質給与の向上と元氣回復、その他についておやりになつたか、きりのは聞きとれなかつたので、人事院でおやりになつた範囲を詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡部(史)政府委員 昨日淺井總裁から申し上げましたのは、職員福利厚生に關しまする施設は、人事院及び各省の長がおのづか力を合せまして、これが増進に努めることが、國家公務員法が要求している建前であつて、ひとり人事院のみならず、内閣總理大臣を切めとして各省各庁が、これに努力している。そのことが實質賃金の充実に他の施設として、内閣がこれを實現しようとしておられるのだといふことを申し上げたはずであります。各省でさういふことをやる。人事院がさういふ計画を立てているかといふよう詳細なることにつきましては、ただいま手もとに持合せもございませんから、後で資料として提出いたしたいと存じます。

○土橋委員 これは本委員会においても問題になるように、公務員諸君の登録に關する問題、あるいは宣誓に關する問題、さらに政治活動禁止に關する人事院規則の十四の七といふような規則が出ておるにかかわらず、さういふような方面については、ほとんど一回もわれわれは御報告を聞いたこともなければ、たとへば政府職員共済組合に關する規定等についても、これは早急にしなければならぬのであります。現在の給与のきわめて困難な中から、七%共済組合はこれをとつておるのであります。特に共済組合の金が、たとへば寒冷地の地域におきましては、それがさらに流用せられておるといふような結果を見ますと、それでは他の厚生関係、あるいは病氣、さういふようなものにつきまして、あるいは金詰まり等について、共済組合が活動し得る余地が、きわめて少くなつたのであります。さういふ点について特に配慮しなければならぬ問題があるにかかわらず、いまだに政府は共済組合を統合した計画の樹立をされてないといふようなことを見ますと、明らかに人事院は、最近の傾向をいたしましては、さういふ方面は努めて消極的であつて、そして公務員諸君の労働條件の改善、あるいは賃金ベースの改訂、あるいは政治活動の制限等に對する問題については、勇猛果敢に規則をつくつてやつておる、さういふ点を私はこの前の委員会においても、總裁にお聞きしたのであります。が、人事院がさう

いふ方針で一貫をしてやるものであるならば、人事院は公務員諸君の権利と利益と、いわゆる公務員諸君のほんとの能率向上といふような方面に動かなくて、公務員諸君の権利と生活を破壊し、脅かすところのひとの機關になり下つてしまつておる。かようにわれわれは考えざるを得ないのであります。さういふ点について、もう一回あなたの方の法的措置から見て、たとへばさういふものがなされたか、さういふ点を明確に願ひたいと思ひます。

第二点は、なるほどこれは民自党の方々もあまり賛成はされておりませんが、たとへば課長以上のいわゆる上級職については、一番に來るべき一月十五日から試験を開始するといふようなことを掲げまして、吉田總理大臣も新聞の報道によりますと、これは人事院の越権ではなからうか、少し行き過ぎではなからうかといふような意見が、新聞で報道されておるが、さういふようなことは、私はまことに遺憾千萬であります。一方においてはさういふふうにつき政治活動なりの要求を押しやる。片方には何もしないで置く。ただ何か知らぬが、中間的に高級官吏の諸君と言ひましようか、さういふ方に試験を課するといふようなことで、注意を轉換するといふような人事院の行き方については、非常に私は疑いを持つておるのであります。さういふものについて、法的措置の立場から、特にあなたは専門でありますので、御意見なり、あなたの方のお考えを示していただきたい。

法的措置のことにつきましては、過日も淺井總裁から一言触れた問題であります。第一には現在の國家公務員共済組合法に基く共済組合制度の拡充、あるいは充実に問題がございます。これにつきましては、これを根本的に立て直すために、目下共済組合の方の根本的な改正を立案中でございます。これは專断給法にも關係して参ります。従ひまして、恩給制度の改正にも触れなければならぬ問題が出て來ようかと思つておる。また職員全般の身分にも關係して参りますので、実は今期國會に御審議をいたしておる職階法が、その基礎にもなるかと思ひますので、実は職階法の御審議も取急ぎ願ひしておるわけでありまして、いづれにいたしまして、私どもの予定をいたしましては、この第六國會に引續きます通常國會におきまして御審議いただく予定で、目下成案を得るのに急いでおる状況でございます。

それから次には國家公務員の災害保障法案のごさいですが、これも公務員に會いました國家公務員を保護する意味におきまして、一日も早くこれを整備しなければならぬ問題であります。この法案につきましても、ほとんど成案を得ておるもので、私どもの念願をいたしました。臨時國會にぜひ提出いたしました。御審議を仰ぎたかつたのであります。現在までのところ、その準備もよつと完成いたしましたので、これも必ず通常國會において御審議いただく予定でございます。これらにつきまして、かなりな程度にまでさういふ方面の法的措置が整つて参ることと存じておるま

○岡部(史)政府委員 福利厚生関係の

す。また職員は休暇であるとか、その他の勤務条件に關する事項につきましては、できるだけ人事院規則をもちまして、これを定めて行く所存でございます。

なおこのたびの試験につきまして、そちらに注意をそらすのは、人事院のやり方はけしからぬやり方ではないかという御声があるのではありませんが、これは土橋さんもよく御承知の国家公務員法附則九條に基きまして、人事院に課せられました当然の義務を遂行するだけのこととございまして、注意をそらすとか何とかいう意図は毫もありませんので、御承知いただきたいと思ひます。

○土橋委員 もしあなたの方で、今の私の質問にそういう御答弁をくださるならば、国家公務員法の附則第四條においては、明らかに主たる構成は必ずしも職員でなくてよろしいという問題があつたのであります。ところが第九條においては、この問題と別に取上げられて、その問題とは別の意味のよるな御回答をただいまいただいておりますが、それならば人事院規則の登録に關する十四の二において、急遽六月三日にはりつばな規則の案をおつくりになつたのでありますから、それをなせ九月十七日に急に改訂をして、被整理者は職員ではないというよるな変更規定を設けられるのか、私は非常に奇怪に考へるのであります。当然それならば国家一般の高級と申しませうか、上級職の官吏に対する試験も、あの当時同じように、六月三日にその御意見を發表になつて、規則をおつくりになればよろしいのであつて、一方のものは九月の上旬には一種の便

法でかえてしまふ。その問題が少し癖這いの状態になれば、今度は試験という問題ではつたりをかけて来るような態度、私は人事院がある種の政治的な意味合いをもつて行つてゐるというところがきわめて明白に考へられるのであります。でありますから、この点についてひとつ明確なる御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○岡部(史)政府委員 附則九條の試験と登録に關する人事院規則とは全然關係がないのでございます。試験につきましては、ただいま申し上げました通り。それから登録の問題の改正のいきさつにつきましては、一昨日総裁からはずり御説明申し上げた通りでありますから、これ以上申し上げることはございませぬ。

○土橋委員 これはあなたも答弁を聞かれたと思ひますし、淺井人事院総裁の著書にも百六十七ページに明瞭に書いてあるのであります。そうして最初の登録の規定にも、職員が主たる場合にはその官職、氏名、住所と書いてあるのであります。従つて当時の考へは、必ずしも職員でなくとも、いわゆる国家公務員法にいう、登録を許す職員団体なり労働組合というものは、そのような非職員が入つてゐるというところを明確にさせておるのであります。ところが八月十二日から電氣通信省、あるいは郵政省その他の官庁において首切りを發表した。そうしてその首を切られた諸君が、組合を代表して団体交渉なり、あるいは苦情なり、そのよるなことを申し立てると、この政府はきわめて反動的な政府でありますので、お前らは首を切られた者であるからもう非組合員である。非組合員であ

るから、当然お前らは選任されておつても役員なり代表とは認められないということを言つて、そうして政府はあらゆる交渉に応じなかつたのであります。そうすると人事院の方におかれては、七月の上旬においては淺井総裁もそうだ、諸君の言われるように首を切られてもこれは組合員だ。そういう点について人事院は確固不拔な信念を持つておるので、大いにおやりなさいといふよるな態度で、明確に示したのであります。ところが八月十五日になりまして、政府の方から官房長官が数回人事院を訪れられ、そして官房長官はまた内閣に呼ばれて、いろいろ話が進んだ結果、政府と同じように、首を切られた者は組合員ではない。従つてその者が組合の代表とはなり得ないといふよるな、いわゆる密約と申しましたよるか、そういう政治的密約が確立せられて、この規定が改正されたのであります。人事院は当初考へておつたよるな精神をなせ押し通さないか。

私はここに人事院が、政府の出先機関のよるな役目を、自分自身が買ひ取つてやつておるといふ結果を見るのであります。人事院は少くとも行政組織法上からは除外されてゐる。なるほど所管は内閣の所管に属しておりますが、ときの政治がどうあろうとも、いかなる政党が労働行政なり、公務員に対していかなる政策を持つておろうとも、人事院は給与や労働条件に關しては、この国家公務員法の規定に従つて、公務員の利益と生活を保障するといふのが、人事院の建前であつたのであります。これはもうアメリカにおける制度の由来を見ましても明瞭なことであります。そういう場合にこそ初めて人事

院が、ときの政府がそのよるな無暴な見解を持つておるとしても、やはり職員組合の団結の力、労働条件の維持改善について、全努力を傾注すべきであつた。にもかかわらずこのよるな規則の改正は、單に登録の問題のみならず、非常な問題であります。それはあなたも法理的に十分わかつてゐると思ひます。

第二点の問題は、人事院がもしこのよるな人事院規則によつて、その職員団体の基礎的な団体交渉権、あるいは団結権の存立といふものを、一片の手続規定であります登録規程によつて、阻害するよるな態度に出ることは、まことに遺憾であります。あなたの方はこういう規則によつて、これは国家公務員法という法律によつて立法委任を受けておるのであるといふよるな、オールマイティのよるな考へを持つておるが、少くともこの規則といふものは、登録に關する問題について認可制、許可制を意味しておるものではない。しかるにかかわらず人事院は登録をした者でなければならぬ。登録した者で、しかも人事院が許可を許して認証したものでなければ、団体交渉ができない。もちろん職員組合としても認めないといふよるな、まことに越權的な憲法違反の規則を出しておるのであります。これは政治活動の制限に關する規定と同じように、明らかに人事院が自分らた委任立法の範圍を逸脱したと考へておられる線、その線もときの政府の労働階級を圧迫する線に阿諛迎合した線で、この規則をつくつて、基本的な人権を侵害し、団結権なり団体交渉権を阻害しておることはきわめて明白であります。

この点についてあなたはどういう所見を持つておるか、明確にお聞きしたいと思ふ。あなたはそういうよるな基本的な人権に關する制限をも、規則で出し得るといふよるなオールマイティの法律の解釈を持つておるかどうか、この点が第一点、もしそうでないとするならば、このよるな規則は全部憲法違反の規則である。従つてわれ／＼どこまでも認可制といふことは、この登録の規定にはとるべきではない。どこまでもこれは届出主義で届出だけすれば、人事院はその労働組合が所定の要件をそなえておれば、これを職員団体として当然認知し、その権利を擁護し、団結権を保障し、団体交渉権あるいは苦情の処理等を十分取上げて審議し、またその内容については關係各政府機関に対して十分連絡をとるといふことは、人事院規則で明記しておられます。なぜそういう処置をとらないかといふことについて、明確な答弁を願ひたいと思ふのであります。

○岡部(史)政府委員 登録の規則の變更につきましては、一昨日すでに淺井総裁から明確にお答え申し上げておられますので、私の方でいたしましてはそれにつけ加えて申し上げることはないのであります。なお登録に關する規則についても、私も決して人事院規則がオールマイティであるといふよるな大それたことは毛頭考へておりません。ただ国家公務員法の委任に基いて国家公務員法を執行するに必要な最小限度の規則を設けておるつもりであります。さう御承知を願ひたいと思ひます。

○土橋委員 あなたが御答弁をなさるならば物笑いであります。速記がおそ

らく残つておると思いますが、少くとも人事院が一般法律通念においては許されぬような越権的な、しかも憲法やポツダム宣言が明記しておるような基本的な労働組合としての、職員団体としての団結権や団体交渉権をも、法律が委任しておるから人事院規則で制限できるというような大それた考え方を保持しておつて、自分が現にこれを遂行し、敢行して行く。この反動的な吉田政府と同じような政策を、人事院規則においても具現しておいて、私どもが質問をするならば、それは国会でおきめになつた国家公務員法に基いてやつておられますと云うて、責任を国会に転嫁するようなお考え方は、これはまさにあなたの法律理論というものは国会を侮辱するものであります。国会は決してそういう意味でこの国家公務員法をつくつた際にはあなた方へ何でもおやりなさい。そのかわりもし行き過ぎがあつて、憲法違反や法律違反をやつたときには、国会がこういう規定を委任したのだからやむを得ないといふような解釈を持つてやつておるのではないのであります。規則というものは、あるいは指令というものは、少くともあなたの方が普通の法律観念に基いて、基本的な法律が認めておる範囲で、そういうことをやるべきだということ、われ／＼は了解しておるのであります。従つてあなたの方で憲法違反や、法律違反的な基本的な人権を侵しておる場合には、これはあなたの方の見込み違いであると同時に、あなたはそういう法律や規則や指令をおつくりになつても、それは憲法違反であるということ、われ／＼は指摘しておるのであります。従つてもしあなたの方で国会がおきめくたつた法律の範

囲でやつておられますというよ様な逃げ口上で逃げるならば、人事院はますますぬえ的存在であります。それこそ許しがたい存在であります。国会がある法律を制定してある事項を委任すれば、もう精一ぱいに職員団体なり公務員諸君の生活を擁護しないという立場を、堅持しておるといふ現状であります。この点を私はあなたにお聞きしておるのであります。これはもう法律の普通常識だろふと思ひます。あなたの方の考え方は、普通の考え方をまつてするならば、大それた考え方をまつても、これは登録に関する問題だけを見ても、私は明確に言えると思ひのであります。いわんや今度の試験問題にいたしまして、あなた方がもし試験をやるといふならば、当然内閣の諸君と十分御相談なさつて了解ができ、かつ公聴会等を開いて、はたして課長以上の試験をするのが妥当であるかどうか。特に事務次官にもする。國務大臣を補佐するような政治的に大きな地位を占めておられますという諸君にも、試験を断行するということは、これは開闢以来の事柄である。従つてこれについては朝野の諸君が関心を持つておるのであります。それを一片の人事院の指令か申合せか何かしれませんが、これを発表してはほからなさいというよ様な態度、この点については私は政府の諸君の言われる点も、一応もつとも思ひのであります。そういう行き過ぎをされる場合に、常に自分の方は法律で委任をされておるといふふうにして逃げて来るとすれば、人事院は意識的に非常な罪を国会を持つて行こうとする悪い点があるのであります。この点を私は指摘したわけでありまして、こ

れは、民主自由党の皆さん方も御了承できる問題だろふと思ひます。これが立場をかえて勤労公務員諸君に来ておるの度でありまして、人事院の基本的な態度がいかに欺瞞的であるか、いかに国家の勤労公務員諸君の利益を考へないか、こういうことを表明して余りがある。こういう事実に対してあなたの方はどういう見解を持つておるか、もつと端的に説明していただきたい。

○岡部(史)政府委員 だん／＼と詳細なる御意見を承つたわけでありまして、が、決して私ども大それたことを考へておるのではないのであります。この法律を適正に執行することが、人事院にゆだねられた権限でありまして、人事院にいたしましては、この法律を公平に適正に執行するために、必要な人事院規則を制定しておるのだということをお聞き願ひいたします。また附則九條の試験につきまして、これを関係方面にのみ相談したらいじやないかという仰せであります。試験といふような事柄の性質上、これを受ける者との間に、十分な打合せが比較的困難だということも御了承いただきたいと思ひます。

○藤枝委員長代理 土橋君、ちよつと申し上げますが、今殖田法務総裁が出席されました、他の委員会も持つておられるので、もしよかつたら法務総裁に対する御質問を先にしていただきたい。

○土橋委員 よろしゅうございます。

○加藤(充)委員 殖田さんが来ておりますから、この機会にぜひお聞きしたいと思ひます。実は百二條の問題ですが、私は第一項について昨日来淺井総裁は、これは別に選挙権の行使を除く

ほか、新しい政治的活動の権利あるいは範圍というものを、人事院規則で定めるものではないのであつて、ただ包括的な活動の範圍を制限だけするのが、人事院規則であると、まことに文字通りの表面からの御見解を承つたのですが、その点について殖田さんの御意見を聞きたいと思ひます。

○殖田國務大臣 淺井総裁のお答えした通りであらうと思ひます。

○加藤(充)委員 そうすると、「選挙権の行使を除く外」といふような問題については、選挙権の行使だけはやつてはならない、あとは全部人事院規則で制限ができるという局限まで、百二條の一項は規定しておるものでしょうか。

○殖田國務大臣 選挙権の行使をまず第一に別に除外して、そのほかの政治活動についてもできるわけでありまして、ただ制限した方がよい制限を必要とするのだけを列挙して、制限をしておるのであります。それ以外には政治活動もできるわけでありまして。

○加藤(充)委員 ここで選挙権の行使といふものは、いわゆる今の御答弁にありましたように、政治的活動の一部分であり、一つの問題であるかもしりませんけれども、政治的活動という範圍は、選挙権の行使よりほかに広いものだと考へておられますが、この点も今の殖田さんの答弁ではつきりしたのです。そうすると百二條の三項の「職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることのできない。」といふこととの関係ですが、もう一つ先に進みますと、広い政治的活動の範圍は百二條で許されておる。

しかしそれは場合によつては人事院規則で制限することもできる。しかしながらその第三項のその制限の範圍といふものは、国家公務員法にはつきり規定されておりますその限界、すなわち「職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員」これは決してそういうポジションにつくわけには行かないといふ形式的なものではなく、第一項との関連上、それと同じような高い広い質の強い政治活動はいけない。そういうものとのならみ合せによつて、人事院規則で制限の限度といふものがきまり、制限をなし得る人事院の権限並びに裏から言つて、職責といふものも私は決定づけられて来るのではないかと申すのですが、この点について殖田総裁の御見解を聞きたいと思ひます。

○殖田國務大臣 選挙権は政治活動の一部ではありましようが、一部の中で最も基本的な重大なものであります。でありますから、選挙権を認めるということ、政治活動の非常な大きな幅を認めておることだと思ひます。

それから制限はお話のごとく第三項の規定の程度によつて制限すべきであつて、それ以上進んだ制限は不都合じやないかというお話であります。私は、私も考へません。一番大きな制限はあの三項で定められてありますけれども、そのほかのマイナーの問題についても制限すべきものが多々あるだらう。しかしながらそれは法律で定めることは困難である。困難であるよりも、かえつて抽象的になつて具体性を欠くために、政治活動を不当に制限することになる。それよりも規則において具

体的に詳細に定めた方がいいという趣旨でできておるのであります。しかしながら今の加藤さんのお尋ねのような点になりますと、必ずやそこに意見の相違が生ずるということでは、これはやむを得ないこととあります。

○加藤(充)委員　そうするとまた元へもどるよう恐縮ですが、結局これは制限ができるということ、明文上制限の範囲というものの限度を一応きめたいものである。その限度をどこに置くべきかということについては、今言われたように見解の相違があるかもしれませんが、そういう規定であるとも百二條を解釈しておりますし、今の総裁の御答弁も大体そういうことだと了解いたしますが、そうすると結局のところ、あなたが第三国会の参議院の人事委員会か何かの御発言の中に、絶対に政治活動を禁止することはおもしろくない。単に選挙権の行使のみではあまりに狭過ぎる。こういうことを言われておるのであるが、やはり今御答弁になつた言葉の中には、選挙権の行使というものが比重的に重く、しかも量的に範囲の広いものである。政治的活動の中で、そういう意味合いを持つものだというような御答弁と、大分言葉が食言して参るがごとき感を受けるのであります。選挙権の行使だけではどうも狭過ぎる、おもしろくないということをおっしゃっておられるのですが、この点についてはいかがですか。

○殖田国務大臣　さようではありません。選挙権行使だけを認めて、他の政治活動を認めないのは不都合でありますから、それは認めるのであります。ただお話のごとく、人事院規則でかなり詳細に定めましたために、あたかも政治

活動の範囲が非常に狭くなつたようにお考えだと思ひますが、必ずしもそうではないと思ひます。しかしながらこれは国家公務員というものの性格上、どうしても政治活動は大いに制限されるのであります。(大いに制限か。と呼ぶ者あり)それは一般人民よりはるかに制限されます。それはやむを得ません。それは公務員の性格から来るのであつて、やむを得ないのであります。現に裁判所法などにも、裁判官は積極的に政治運動をしてはならないとまで書いてあるのであります。

○加藤(充)委員　それでそのあとへ続くのですが、いわゆる百二條は権利の範囲を創設するものではないというの事を言われておられますが、これも殖田さんの発言の中に、人事院規則で一定の政治活動を認めることにするのだという御意見があつたのであります。そうすると、制限の範囲や制限ができるという事を規定したのではないかと、逆に人事院規則でいわゆる政治活動の範囲、政治的行為が幾ばくできるかということをかかるといふこと、きめられるのだ。そうして初めて人事院規則によつて活動の自由というものが出て来るのだといふふうに、殖田さんは御説明に相なつておられますが……

○殖田国務大臣　そんなことはないはずであります。

○加藤(充)委員　それは速記録にちやんと残つてゐる。

○殖田国務大臣　それは何かの読み違いで、私はそういうことを申し上げておりません。積極的に政治活動ができないものを定めて、それ以外はできるのがあります。ただ加藤さんのお考えでは、それ以外に何かできるものがあるが、

みんなできないようにしたのではないかということですが、私はそれは考えでおりません。

○加藤(充)委員　これは読み違えたのかも申しませんが、二十三年の十一月二十四日の参議院の、第三回人事委員会の議事録で私は見たのです。しかし読み違へたものではなかつたかと思ひますが、非常にデリケートな発言をされておつたということについては間違いない。そのことと關聯して制限をするという規則でありますけれども、しかしそれは制限という面から見ればわかりませんが、それ以外のことはできるんだぞという事を制限という形で表現することもできるのであります。従ひましてこういうことは、どうも人事院が思い上がり、人事院規則で何でもできるのだ。人事院規則が認めないものは何もできない。今までできて来たものでも人事院規則が出たらできなくなつてしまふ。今も同僚の土橋君から言われたやうであります。これは簡単にいへば、最近高級官吏の一部について試験制を実施するという問題であります。法律で定めたのだから、それを実行するだけの話である。人事院は広汎な委任権限を受けておる。白紙委任状をもらつておるとは言ひませんが、広汎な委任権限を法律で与えられておる。それによつてやるのだ。いつでもそういうところへ持つて参りますが、思ひ上つて憲法の保障する基本人権を制限し、あるいは勝手にその範囲をきめてかかるといふやうな、まづたく油断のならない、黙視することのできないやり方をやつて来ておる。しかもさつき申しましたやうに、人事

院の規則で政治活動を、投票だけではおもしろくない、狭過ぎるので認めることにするんだといふ殖田さんのその御見解がやはり一体となつて、人事院規則の中にも現れておる。それがさつきから言われておるやうな問題に、最近端的に現れて来ておるのだ。こゝろ思ふのであります。私の読み違へを指摘されましたが、これははつきりとさつきも申し上げましたやうに、殖田総裁がそういうような見解を頭の中にお持ちになつていて、たま／＼そういう表現が出て来たんだと、私に解釈される節々も、決して理由のないことではないと思ひますので、この点について、きよらはひとつ見解をお聞きしたい。私どもはつきりしたのであります。でも、どうもどの程度までも制限をしておかまわぬ。こういうやうな御見解がなおよろしに残つておるやうなものであります。それはたとへば今言われたやうに、大いに制限する必要があるのだといふやうな事なのであります。私はここで問題は、前の委員会あたりでも問題になつておりますから避けまされども、いつでも公共の福祉安寧といふやうな事のために、いわゆる人事院規則あるいは制限が、かつてに曰の頭のように広げられて来て、頭でつかちになつて、さうして憲法の保障する基本的人権、民主的な自由と平和の生活といふものが、個人の家庭のすみ／＼にまで影響されて来る非常に真剣な問題だと思ふのであります。殖田さんも二十三年の十一月二十四日の参議院の人事委員会における発言を、もう一回見直して、私が読み違ひであるといふことであるならば、もう

少し権威を持つてどこかが読み違ひであつたといふことを、御指摘願ひたいと思ひます。

もう一つ殖田さんにお聞きしたいのは、組合の登録の問題であります。人事院規則に、この点についてもたいへん嚴重なことが規定されておるやうであります。たとへばかりに組合の登録の許可について、組合員が平等に参加する機会を与えられた直接秘密の投票による多数決制——代議員の規定についても、全組合員の直接平等無記名投票による選挙によらなければならぬ。大会の議決規定及び選挙規定の変更等もまたさういふやうになつておるのであります。こういうやうな要件は組合登録について質的に重要な問題であつて、単に手続的な規定の問題でなしに、たいへん重要な質を持つたものであります。意味合いを持つたものであるから、登録について人事院はそのことを人事院規則で強調されたと思ふのであります。殖田さんはこの点でも御同感だと思ひますが、いかがですか。

○殖田国務大臣　登録の問題は、加藤さんの御見解の通りと思ひます。それからもう一つ申し上げておきますが、先ほどのその人事院規則の問題であります。私の申し上げておるものは、これは国家公務員法が人事院規則に委任になつておるからといふことの前提で、申し上げておるのであります。むしろそれが人事院規則といふものは行き過ぎである、あれは規則にまかせては何をするかわからぬといふことになれば、法律でおきめになつて一向さしつかえないのであります。

○加藤(充)委員　その点で、また蛇足になりますが、私は委任をされておつ

でも、それは全面的な白紙委任ではなくして、やはり百六條にもありますように、人事院規則はこの法律の規定の趣旨に沿うものでなければならぬ。量的にも質的にもやはり準拠すべきものであるでありまして、それは基本的に憲法の諸條規、あるいは占領下の今日ではポツダム宣言の二線にまで遡及し確保するものと私は思います。そういう意味合いで、私は委任されたという形式的なもので、野放図にやられたのでは困る。單に今度の試験制度の問題で、民自党の政府あたりは規則をきめていいということをおっしゃるけれども、あれではどうも行き過ぎだ。あんなこともつもらないことをまさか法律に基いて人事院がかつたにやるものだと、予期していなかつたということが、結局あの試験問題が坊間でやかましく問題になつて、政府が取上げている問題の根本の理由だと思ふのですが、その点はいかがですか。

○殖田国務大臣 それは法の運用につきまして意見の相違はあると思ひますが、ただいまのところ人事院がその責任者でありまして、人事院が適当と認める運用にまつほかはないと思ふのであります。

○加藤(充)委員 それでは続けますが、この十一月十二日土曜日のでき事なんです、全通の再同派といわれておる人たちの登録の許可を人事院が与えられたのであります。しかもそのことにつきました私どもは十四日の朝人事院の総裁のところにお会いに行つてみて判明したのですが、詳しいいきさつや人事院総裁のそのときの言動の中に現われた不見識なことについてはここでは触れませんが、とことんまで調

査し、話をつき詰めますと、あれは條件つきに許可しているというのでつて、それというのは今重大な要件となつてゐる——人事院もそういう意味で人事院規則をこしらへられたのでありましようし、殖田さんもその点はまつたく同感であると言われた点なんです、この最も質的に重大な直接秘密の投票による多数決、あるいは代議員の選出方法、それから大会の議決がどういふふうなことでやられたかというふうな問題について、決定的なところについて量的にも質的にも許可条件を具備しておらない。ですからそういうふうな条件を追つて完備するということが許可をいたした。従つてその追完を命ぜられていた登録の許可は取消さなければならぬということも淺井さんがおっしゃいました。こういうふうな重大な問題について、しかも御承知のように全通の労働組合におきましては、たいへん問題になつてゐるといふことは、皆さんが御承知の通りであります。皆さんが御承知の通り一方にはその手続規定を規則の通り実行しろということも強行し、強行するの質的に重点だといふのであれば、私は強要したといふことをあながち非難するつもりはありませんが、そういう質的な重点について完備されてないものを、一方の部分の途中がやつて来ましたときには、それを条件つきで許可する。しかもその条件は追完の時期はいつかなどということも明示されてない。こういうふうなばかげたことをおやりになつておる。ばか田さんはその点今のような条件が具備

されてないのに、条件つきに登録を許可するというようなことについて、ひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○殖田国務大臣 公務員法、従つて人事院規則の運用につきましては、人事院総裁がいわば絶対的の権限を持つておるのであります。人事院がその解釈に従ひ、そうしてその適当と認める運用をいたしておると思ひます。私がかれこれ差出る何ものもないのであります。

○加藤(充)委員 そうするとおもしろいのですが、試験の問題になります、こいつはけしからぬといふことと、わい／＼政府が騒いでおる。政府といつても内閣でしようが、騒いでおるといふことがいわれておるのです。絶対に人事院にまかしておるといふ今の御答弁であれば、しかもこの見解についてはこれは重大な条件を規定しているものだと思ふ。これは重大なものだと言われておりながら、その運用については、それは人事院でやつておるのだから人事院の権限だといふのだつたらば、試験の問題については人事院でおやりになるのだから、何も内閣の諸公がわい／＼騒いで、人事院もいつの間にか——これはあとで聞こうと思ふのですが、その運営について緩和の態度をとるかも知れないといふことを、新聞は報ずるに至つておる。お互いに牽制し合つておる。こういうことと今の答弁と私は矛盾しておると思ふのですが、私は人事院がオールマイテイであるといふことについては、これは問題が多いと思ふ。オールマイテイであつてはならないのに、オールマイテイのようなことをおやりになつておる。その点について殖田さんは、

いまして事なかれ主義でなくして、政府としての見解をはつきりされる必要があると思ふ。内閣の権威のために、一応人事院と対立しておる関係にある国会と、それから内閣と人事院の三つの立場から見ると、私は答弁があまりに安易にすぎると思ふのですが、いかがですか。

○殖田国務大臣 つまり人事院の権限と私の権限との重複でありまして、私が人事院に差出る権限はないのであります。しかしながら国会は人事院に対して十分に質問もされ、またこれを監督される地位にあられるのであります。ですから、国会は／＼人事院に対して十分に質問をされ、またこれを指導されてしかるべきことと思ひます。また職員組合は直接の関係者でありますから、職員組合の御意見がありますれば、／＼／＼人事院にお申出になつてよからうと思ひます。今の試験の問題は、これは政府自身が非常に関係を持つておるものでありますから、政府の意見を述べておるだけでありまして、人事院の行政を左右する意思は毛頭ございませぬ。

○加藤(充)委員 それでは全通のいわゆる再同派の登録許可について、今言つたように条件付き許可しておるといふことは、はつきりしておるのであります。左も右もかたかたといふこととでなくつて、かつた。また私は殖田さんの発言が左右するものであると、制度上、機構上考えておられません。殖田さんの御意見だけ——ただ言ひ流しの御意見だけで、かつた。御意見を承りたいと思ひます。

○殖田国務大臣 私実はその事実につきましては、今加藤さんから初めて伺

いましたので、事実をよく存じませぬ。それで意見を述べるにつきましたは、事実をよく知らなければなりませんし、また人事院は人事院規則あるいは公務員法の解釈については、法務総裁の容喙を許さぬという態度をはつきりとおしておるのでありますから、結局におきまして、私が意見を述べたところから、さう御承知願ひます。

○加藤(充)委員 それでは殖田さんに伺ひますが、首切りの問題が百二條と関連して方々にあるのはさしつかえないといふふうなことで、しかも選挙権の行使以外に相当広範囲な——と言ふ言葉が過ぎるかも知れませんが、相当な政治行動の範囲が百二條にうたわれておる。こういうのであります。に、共産党員だといふ事柄だけで首を切つておる。それ以外の説明なしに首を切つておる。それで定員法に基いたものやら、あるいはその他の国家公務員に関する諸法規によつてやつたものやら、それらもいまいにされて、ズズタ首を切られておる幾多の実例を、私はここに山ほど持つて来ておるので、今の全通再同派の許可の問題と同じように重要な問題で、この十一月十二日にやられた事柄について今でもお知りにならないといふ殖田総裁——知らなくてもしょうがないと思ひますけれども、そういうことはあまりに感心したやり方ではないと思ひますが、首切りの問題についてお聞きしたいことは山ほど持つておりますが、問題が具体的にしなければならず、それはまだ聞き知りおらぬといふふうなことで、いかがすみを吐いたように——いかがすみを吐くか吐かぬかは学界の問題になつ

ておるようであります、いかががすみを吐いたようなことで逃げてしまおう。——と言ふと語弊がありますが、ほかされてしまふので、私はこれ以上殖田さんに対する質問は無用だと思ひます。

それからこれはどうせ職階制の問題について、いづれ問題になると思ふのですが、たま／＼御出席になつてお忙しゅうございませうから、この際におきたいと思ひます。それは公務員法の二十九條の問題ですが、この四項に、前三項に関する計画は、国会に提出して、その承認を得なければならぬ、といふふうにしてあるのですが、こゝなつてみますと、職階制は法律で定めるといふような一項の規定として、そのなると何か職階制は法律で定めるといふながら、人事院がただこゝやつておいて、あとで承認を得ればいいのだといふふうにも扱はれられます。こゝいう点をひとつ殖田さんにお聞きしておきたいと思ふのですが、これはどうなのですか。

○殖田国務大臣 なるほど初めに法律で定めると書いてあり、あとに計画の承認を得る、ちよつとあとの方の規定が弱く見えてゐるのでありますが、これは法律はせひ出さなければなりません。もし法律と計画と別にいたしましたならば、また計画の承認を求めなければなりません。今度出ておきます職階制につきましては、人事院総裁の説明によりますと、これは法律であると同時に、計画をも含めておるものである。でありますから法律はむろん出しておる。計画を御審議のときには

計画をも御承認を願う。こゝういふ建前であるのであります。私はそれをそゝういふふうには承知いたしました。提案に賛成いたしました。

○加藤(充)委員 それではそれに関連しますが、あれはごらんになつたでしょうか。

○殖田国務大臣 見ました。それは閣議を経まして提出いたしました。

○加藤(充)委員 そうすると、あの内容でどうですか、その立法事項の範囲と、それから単に機械的な、形式的な計画との両方を盛り込んであるといふのは、淺井さんが言われたことはわかりませんが、政府としてはあの程度で、立法事項もそれから形式的ないわゆるわくの方までも、両方を内容にしておるといふ御解釈なり、御見解なりをおとりになつておるわけですか。

○殖田国務大臣 その通りでございます。

○土橋委員 私は言葉のあげ足を拾うわけではありませんが、加藤君の政治活動禁止並びに制限の問題で質疑応答中に、公務員は大いに政治活動の制限をしなければならぬといふ、あなたの御発言があつたのであります。どういふような点からそのような御説明なり、御回答があつたものかその信念、どういふような点からこの御発言をなさつたか、この点をちよつとお聞きしたいと思ふのであります。

○殖田国務大臣 それは私がたび／＼申し上げておるのであります。憲法第十五條によりまして、公務員は全体の奉仕者であるといふ建前から当然出て来ることと思ひます。公務員が最もその中立性をたつとぶといふことのために出て来るのでございます。また

それは憲法十二條の公共の福祉ということから、公務員に対してさういふ要請が生じて来るものと考へておりました。

○土橋委員 ただいまあなたが大いに制限しなければならぬといふのは、憲法の規定の十五條でありますか、あるいはその他の條項によつて出て来るのか。あなたはこゝういふ法的な解釈をされたのであります。私はそのような法的な解釈とは別個に、あなたの心のうちに、少くとも公務員は政治的に制限をしなければならぬといふ、一つの感情を持つておられると思ふのであります。あの答弁の際には、今お話をなつたような理論的なものからの答弁ではなかつたのであります。従つて私は殖田法務総裁は、公務員諸君については大いに政治活動の禁止及び制限をするといふ信念を披瀝し、あとで私がその当時の心境を述べたら、憲法の規定をもつて説明した。こゝういふことを私は確信したいと思ふのであります。私はあなたの御説明は非常に遺憾であると思ふのであります。公務員諸君は、公務執行について常に中立性の立場において、公務を執行しなければならぬといふことがうたわれておるのであります。従つてこれが政治活動制限と即關係のあるような答弁をせらるるところに、あなた自身のもの考へ方が、法律理論の展開において飛躍をしておるのであります。少くともわれわれの解釈しておる点においては、公務員が全体の奉仕者であつて、きわめてサービスをよくして、謙虚な気持で、そゝういふいろ／＼な煩わしいことはつとめて避けて、専心能率を上げ、そゝうして國民の公僕としてやらなければならぬ。こゝういふような全体の奉仕者の意味であるにかかわらず、それが政治活動の制限に即關係があるといふような説明をするには、私は法務総裁が法律を知らざるも、はなはだしいと思ふのであります。あなたがこゝういふ法的な理論をそこまで飛躍して考へるところに、私は吉田政府といふものはあなたのような考へ方を持つておるから、常に法律的制限、政治活動の禁止を行うのであつて、全体の奉仕者として、能率を上げる。皆様の気持を十分体して、公務を執行するといふことが、全体の奉仕者であつて、政治的活動を制限することによつて、それができるという、ただいまのような説明をするには、私は法律をよく知つておる法務総裁ともあるうもの言葉ではないと思ふのであります。これについてどうでありませうか。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

が飛躍をして、政治活動の制限をすることによつて、奉仕するといふような結論を出すとするならば、私はゆゆしき問題であると思ひます。憲法の規定に書いておるところの全体の奉仕者は、その点に重点があるのであります。そこまであな

性格からさういふ結果になるというのであります。私は国家公務員法でも、あるいはまたこれによつて委任された人事院規則でも、やはり憲法の十五條等の規定に基いて、さういふ結果になるのであります。つまりあなたの言われる社会の公共の奉仕者として十分その目的を達成せしめんがためには、政治活動を制限されるほか道がないと思ふのであります。

○高橋(樞)委員 議事の進行について……山鳥の尾のしだり尾のなが／＼し夜をというように、御勉強を願つて御質問はありませうが、でき得る限り、後の世の笑いぐさにならぬようにして、進行さしていただきたいのであります。

○加藤(充)委員 やはりさういふ点で、もう一回確かめておきたいのですが、それは別の方から見た二十八條の問題です。これは第一項の勸告と第二項の勸告とは同じものであるかどうか。総裁の見解をお聞きしたいと思ひます。

○殖田国務大臣 その第一項の勸告は全般的の勸告でありまして、その次の勸告は具体的な勸告と考へておられます。同じものを具体化したものであると考へておられます。

○加藤(充)委員 そうなると、私の方の解釈を申し上げますと、一項の方は大分広い「給年、勤務時間その他勤務條件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、隨時これを」云々と書いてあつて、それらの問題については「勸告すること」を思つてはならない。それから第二項の方の勸告については「毎年、少くと

も一回」と書いてあつて、随時といふことは言われてない。それから「俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならぬ。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を自分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な報告をしなければならぬ。」こういう事柄があつて、これは同じ報告を具体的に書いたのじやなくて、第二項の報告は、俸給表についてのことであつて、それは随時じやなくて、少くとも毎年一回報告をしなければならぬという規定になつて現われておるのであります。逆に申し上げますと、随時という問題については報告することを怠つてはならない人事院の職責というものは、第一項にうたわれておるので、第二項だけのものをやるというやり方は、第一項の報告の義務をあるいは職責を完全に果たしたものであるということには、相ならないという解釈なんでありまして、その点はいかがですか。

○殖田国務大臣 私は二項が具体的の報告でありまして、これを果して参れば、自然第一項の報告も果されたものと考へております。第一項の方の報告はごく抽象的の報告でありますから、第二項の報告がなければほんとうには伺つて参らないと考へております。

○加藤(充)委員 必要が生じたと思へるか、あるいは認めないかというような権限も、さつきの殖田さんからの話のように、まつたく自由認定で人事院がおやりになつて、その認定の内容があるいはそれを選ぶべき時期、回数な

るものが適当であつたかなかつたかというふうな問題について、もしそのやり方が妥当を欠くならば、人事院は彈劾その他の手続においてはつきりと責任を国会にとらるべきであつて、認定権限があるから一回やればよいと思つて一回やつたのだ、それが形式的に年一回やられておるのだということでは、その責任は果せないと思ひます。

○殖田国務大臣 その点その通りでありますから、国会において御判断になりまして、彈劾されるならされてよろうと思ひます。

○土橋委員 私は監獄に勤務する看守の諸君、あるいは裁判所に勤務する書記の諸君、雑務を行う者、あるいは警官の諸君の問題について、法務総裁はその超過勤務をどういうふうな考へておられるか、これに対し超過勤務手当の予算を現在ほどの程度とつて、これをどういうふうな支給されておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○殖田国務大臣 監獄に勤務します者、警察官には特別な俸給を支給しております。裁判所や検察庁の事務官は特別な俸給ではあります。しかしながらこれらにつきましても、特別な俸給を支給した方が適当であらうと思ひまして、鋭意努力はいたしておりますが、なか／＼予算の都合で、われわれの目的が達せられておりません。それから超過勤務のことでございますが、私今こゝではつきり数字を申し上げられませんが、なるほど超過勤務手当は不十分であります。

○土橋委員 俸給のことは知つておる。私の聞いておるのは超過勤務手当をどの程度予算にとつて、どういふ

うに支給しようとしておるかというところで。

○殖田国務大臣 詳しいことはいづれまた予算を調へまして申し上げます。超過勤務手当はできるだけ完全に支給したいと思つておるのであります。予算の都合で超過勤務手当が十分に計上されておらぬのであります。従つてはなほ不完全な超過勤務手当を出しておることは事実であります。

○藤枝委員 代理人 質問者に申し上げますけれども、できるだけ質問を簡潔にお願ひいたします。

○土橋委員 私は簡単に聞いております。それではあなたの方で資料がわからぬとするならば、たとえば監獄に勤務する者は、あなたの所管に関するものと思つておられますが、現在日勤状態は朝八時半から、たしか六時ごろまで勤務しておるはずで、夜勤の諸君は一日交代で、二十四時間勤務であります。なほ超過勤務を強要されておる。これは裁判所の日勤の諸君も同様であると思ひますが、当然超過勤務があることを御承知になりながら、しかもそういう雑用の諸君の定員がきつめて不足しておるのであります。こういう点について私はどういふ例を見ているのであります。たとえば府中の刑務所の鈴木所長に對しまして、高橋君、川井君の両名が非常に苦しいので、超過勤務手当を支給していただきたいといふことを要請したところが、君は赤だ超過勤務手当なんか出やしない。そんなことを要求するならば、君やめたまへといつて、遂にこれは辭職させられたのであります。そうすると一体どういふことは——おそらく全国の警官あるいは監獄、裁判所において動

務する者に対して、現実に苛酷な超過勤務を強要しておいて、しかも超過勤務手当を支給しないというふうな態度があるならば、私はこれらの公務員諸君のためにも非常に遺憾であります。こういう点について鈴木所長の処置、あるいは將來超過勤務手当についてはどういふような配慮をし、予算を十分に認められて、超過勤務に應ずる態勢をとられるかということについて、御質問したいのであります。

○殖田国務大臣 今私の申し上げた言葉が足りませんで遺憾でありましたが、さういふ超過勤務手当の予算が非常に乏しいのであります。従つて役所といったしましては超過勤務をさせたくも超過勤務がさせられないというふうな状態にもあるものであります。従つて超過勤務を強制的にして、全然手当を出しておらぬというふうなことはないはずであります。それからただいま府中の刑務所のお話がありましたが、私は超過勤務をやつて、その手当の要求をして、そのために首を切るということはありません。

○加藤(充)委員 そうすると予算がないのに超過を命じたりする場合は、そういうことは直接書いてありませんけれども、新給与法実施に関する法律の第三十一條違反に相なるかと解釈してさつかえございせんか。

○殖田国務大臣 予算がありませんから、従つて超過勤務はなるべくしないようにいたしております。強制的などはせぬはずであります。

○加藤(充)委員 せぬはずとかなんとかいふのでなくて、そういうものがあつたら、三十一條違反に相なるかとい

るのであります。これはならなければ問題だし、なればまた大いに問題があるのですが……

○殖田国務大臣 それはその法律に違反すれば、むろん違反となるわけでありませぬ。

○加藤(充)委員 違反すればでなくて、違反しますかというのです。今の條件だつたら……

○殖田国務大臣 それはもし超過勤務をいたしても、いわゆる超過勤務でなしに任意に働いてくれる、そういうふうな場合を超過勤務とおつしやるのではないと思ひます。

○加藤(充)委員 そうじやない。予算がないのに超過を強要した場合は、三十一條に該当するかと云うのです。

○殖田国務大臣 それはもしお話のごとくであれば、そうなりませぬけれども、私は実際の具体的な問題は存じませぬから、一向具体的にお答えができません。

○加藤(充)委員 そうすると石炭手当などについても、予算がないためにこれが支拂えない。しかし寒いところに働かなければならないということになると、三十一條にいろいろ問題が関連しますが、この点はどう考へてですか。

○殖田国務大臣 それは私石炭手当は、あまり実によく存じませぬが、予算の範囲内において支給することになつておると思ひます。

○土橋委員 今あなたのお話を承つておきますと、予算はきつめて少い。従つて超過勤務を強要することはないのであるといふ御答弁であつたのであります。ところが、實際問題として加藤君も申し上げておられますように、職制を通じ、あるいは事件の内容等に依つてはこれは何



としても超過勤務をせざるを得ない状況に、これらの職員が置かれるのであります。その場合に超過勤務手当を支給しないでおいて、そのような突発的な事件なり、継続的な事件をどうしてか処理しなければならぬという事態が来たときは、法務総裁としてはどういう考えで、どういう方針でその業務を遂行するために、超過勤務の予算をおとりにするか、その考え方を私は聞きたい。

第二点は現にそういうように高橋君なり、あるいは川井君が首を切られるという事実がありますので、この点を調査して委員会に御報告を願いたい。私どものちやんとした資料によると、鈴木君が、それを申しただけで首を切つておる事実がありますので、これはどういふ経過によつて首を切られたか。もし正しい要求をして、しかも首を切られたというならば、切つておる諸君は新給与実施に関する法律の第三十一條によつて、処罰をせらるべきものであります。従つて当然あなたの方の立場から超過勤務手当支給に關しては、誠意をもつてやるが、もしできないときは超過勤務をやらせない。どういふ事件があつてもやらせないというよ様な明確な御回答を願わないと、この問題が解決しないのであります。従つて事件についてやむを得ず超過勤務をしたという場合には、あらゆる方法で費用を捻出して、必ず超過勤務手当を支給するという態度を、あなたはおとりにするかどうかという点を、私はお聞きしたいのであります。

○殖田国務大臣 私は大だいまの具体的な話は存じませんから、具体的な問題に対するお答えとしては申し上げかねますけれども、府中の問題は特に調べまして、後ほどまたお答え申し上げます。超過勤務手当の予算が少な過ぎる、その予算を逸脱するような超過勤務はさせない、こういう方針はむろんとつております。しかしながら、ある場合には非常な突発事件等がありまして、そのときには超過勤務手当のことなど言つておれませんか、それはおそらくその官庁の職員としては、勤務手当をくれようがくれまいが、みな自発的に率先してその仕事に協力しておることと思ひます。

○土橋委員 私はそういうような公務員諸君に対して、忠実無定量の勤務を強要するような、法務総裁の発言は遺憾であります。少くも俸給表が今のところは新給与実施に関する法律によつて、勤務時間と給与とバランスをとつて、決定しておる限りにおいては、あなたのような忠実無定量の勤務を強要するようなことを、奨励するような発言はまことに遺憾であります。これは新給与実施に關する精神をあなた自身が蹂躪しておるのであります。でありますからどこまでも超過勤務に關しては、あくまで超過勤務手当を支給するという態度を明確にしていたいただきたい。そうでなければ超過勤務を拒絶することは当然でなからうかと思つては、互いに業務の面もありませんので、やつた場合には必ず超過勤務手当を支給するという態度をとるべきであつて、忠実無定量の勤務を強要することとは、私はまことに遺憾であります。もしあなたがそういう考えを持つて裁判所の職員なり、監獄において勤務する者を教育をし、そういう方向に持つて行かれるならば、非常に遺憾だと思つております。この点について最後に答弁を願ひたい。

○加藤(充)委員 その問題で一つ総裁に希望しておくのですが、予算がないから超過もできないし、やつても出せないというのですが、そういうふうなことであなたか御配慮を願つておるということなのですが、それだつたら、これはあなたの管轄に關連するとも思ふのですが、赤旗を立てたといういは白旗を立てたりする予算食いのいわゆる大演習というふうなものをも福岡でやり、長野でやり、大阪でやり、あるいは方々でやつておることが新聞に報ぜられていますが、ああいうような予算食いの措置を超過手当も出ないようなときにおやりになつて、口先ばかり予算をふやしてから超過手当を出すようにするとおつては、一べんの禪問答に終つてしまふと思つておるのでは、そのういふことまで責任をとるといふことを明らかにしていただかなければ、安心ができませんと思ひます。

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○殖田国務大臣 その点は私どもの官庁のみではありません。政府全般にさうな問題があるものであります。これは貧乏な日本の今日といたしましては、多少そこにはさうな問題を生ずるのにはやむを得ないのであります。そこでわれわれはできるだけの給与の精神に沿いますように、また超過勤務を樂にできますように、また大臣に要請をいたしまして、予算の増額をしきりに要求いたしておるのであります。

○加藤(充)委員 その問題で一つ総裁に希望しておくのですが、予算がないから超過もできないし、やつても出せないというのですが、そういうふうなことであなたか御配慮を願つておるということなのですが、それだつたら、これはあなたの管轄に關連するとも思ふのですが、赤旗を立てたといういは白旗を立てたりする予算食いのいわゆる大演習というふうなものをも福岡でやり、長野でやり、大阪でやり、あるいは方々でやつておることが新聞に報ぜられていますが、ああいうような予算食いの措置を超過手当も出ないようなときにおやりになつて、口先ばかり予算をふやしてから超過手当を出すようにするとおつては、一べんの禪問答に終つてしまふと思つておるのでは、そのういふことまで責任をとるといふことを明らかにしていただかなければ、安心ができませんと思ひます。

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

○加藤(充)委員 予算がないから超過

○殖田国務大臣 失礼ですが質問の要旨がよくわからなかつたのですが、どういふことですかもう一度……

をやつても超過手当は出ない。そういうときに、何の必要があるかわからないうい、必要があるならばおつしやつていただければ納得しますが、赤旗を立てたばかりで、質問によつてはつきりしたのでありますが、あれは赤旗を立てたものではなう、あのときは白旗を立てたおつしやつておるようですが、数千名の警官を動員して、超過勤務手当の予算をますます食ひ込むような措置をおやりになつておるながら、予算の増額を一方に請求し、予算が出て来ないから超過手当が出せないんだという親心は、どこかに偽りがあると思ふ。そういう点も浪費はせぬようにするということについて、明確な責任のあるお言葉を聞きたい。もしなければさつきの話はさうだ。

○殖田国務大臣 警察のお話のようでありませんが、私は警察のことには不案内でありまして……

○加藤(充)委員 あなたは自分の所管だけじゃなしに、よその仕事でもたくさんさういふことがあるんだということであつたから、私は関連的に発言したのであります。

○殖田国務大臣 よく承りましたので注意いたします。

○藤枝委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○藤枝委員長代理 それでは人事院から職階制に関する法律の説明を聞くことにいたします。

○岡部政府委員 これから職階法の内容につきまして、できるだけ詳しく申し上げたいと存するのであります。法案につきまして直接御説明申し上げます前に一言職階制がどういふふう

してでき上るかといふことについて申し上げておいた方がよろしいかと存じますので、お手元に差上げてござますパンフレットの八ページをお開きくださいたいと思つてござます。八ページには職階制施行前、すなわち現在の官職の状況を圖にしたものがござます。すなわち無数の官職が紛然雑然とある状態でございます。この官職が現在どれくらいあるかと申しますと官職を規定しております。国家行政組織法及びそれに基づく定員法によりまして、一般職に属する官職は八十七万余でございますから、そのほかの法律に基く官職を合せますと、約九十万の一般職に属する官職がある。それがこのように紛然雑然とした形になつておるというところを、もつ御了承いただきたいと思つてござます。

次にはその官職につきまして、これもお手元に差上げてあります。これは職務記述書、あなたの職務内容はどのういふものですかといふことを、詳しくフォルムに形にしてある職務記述書、これを各職員に配付いたしました。それを集めて、そうしてその職務内容につきまして分析し検討して、そうしてこれの多くの官職を大体同じような種類のものにわけ、それから同じような種類のものを今度は程度によつてわけ、さういふことになつてあります。次に九ページをごらんいただきます。この雑然たる官職を今申し上げました手続によりまして、同じような種類のものにわけられるわけであり、大抵職群といふようなものわけられます。現在のところは八十七万、約九十万の官職を三十一の職群に現在わけてみてあります。これはもち

ろんかりのものでありますが、大体三十一の職種にわけける。それはこの職群の例でおわりの通り、工学職群、理学職群、医学職群、技工職群、労務職群というように、非常に大きな分類でございませう。これだけではあまりまだ大き過ぎますから、さらにこの職群の中を、職務の類似性によつて幾つかに分けるわけでありませう。この例で申しますと、工学職群を電気工学、土木工学の二つにわけておりますが、これは必ずしも二つではないのであります。さらに幾つかの職種にわけける。現在のところはこの職種を約五百の職種にわけけるわけでありませう。すなわちこのなりませうと、九十方の官職が職務の種類によりまして、約五百の縦のわくの中に入つて参ります。

その次に今度は同じ職種、すなわち土木工学なら土木工学の職種に入つております官職を、今度はその職務の内容の複雑さとか、困難さとか、責任の程度とか、その内容によりまして、大小に並べるわけでありませう。それが十ページの例であります。十ページの例では、単に点線と並べてありますが、これは職務の複雑さとか責任の程度とかで、序列的にこう並べてみるわけでありませう。

次に十二ページになりまして、並べられたものを今度は職務と責任の程度によりまして区わけするわけでありませう。この区わけの一つのまが職級となるわけでありませう。でありませうから、お手元のパンフレットの中で、左の欄に「官職」とありますが、これは間違いであります。「職級」の方が正しいのであります。このまが職級であります。でありませうから、このまの職

級の中には、同じような責任の程度のある職がたくさん入つてゐるのがある。あるいはきわめて少ないものもある、こういうような状態でありまして、結局職階制というものは、このまをつくることによつてございませう。これに今度はいろいろの個々の官職を当てはめて行く。そうしてこの職階を土台としてすべての人事行政をやつて行く。すなわち給与でも、任用でも、試験でも、すべてこの職階を単位としてやつて行くというものが、職階制のねらいでございませう。

大体ごく簡単に申し上げますと、職階制というのはそのようなものであるのであります。この職階制が国家公務員法に基く人事行政の根本的な基準となつてゐるわけでありませう。その根本的な基準の性質につきましては、すでに国家公務員法の二十九條から三十二條までに規定せられてゐるわけでありませう。その二十九條の第一項に、「職階制は、法律でこれを定める」ということになつておるから、その職階制を法律で定めようとするのが、この国家公務員の職階制に関する法律案でございませう。以下この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この法律案は四章十五條附則四項からなつてゐるわけでありませう。第一章は総則でございまして、この法律の目的に職階制の意義及び人事院の権限について規定してございませう。第二章は職階制の根本原則を規定しておるものでございまして、職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付、その他職階制の実施についての原則を規定しておるわけでありませう。

次に第三章は職階制の実施に関するものでありまして、いかにして職階制を実施し、官職を格付し、または職階、職級をいかに改正するかということについての規定を設けてございませう。第四章は罰則を規定してございませう。さらに附則におきましては、この法律の施行に關し、必要な事項を定めておるわけでありませう。

次に第一章から順を追ひまして、御説明申し上げます。第一條は、この法律の目的及び効力をうたつておるが、特に申し上げるまでもなく、この法律の目的は、公務の民主的かつ能率的な運営を促進するため、一般職に属する官職につきまして、職階制を確立し、官職の分類の原則及び職階制の実施について定めることにあるわけでありませう。なお第二項は、この法律は、国家公務員法を母法とするものである、国家公務員法に基く法律であるということ規定すると同時に、またこの職階制に関する法律は、官職あるいは職員の種類に基く基礎法でございまして、職階制に基く分類に矛盾するような従前の官職——何といひますか、官職の分類に関するような法律が、この職階法によつて優先される。すなわち抵触する範圍において、その効力がないというこを規定しておるわけでありませう。それからまた第一條の第三項は、職階制の本質に基く規定でございませう。が、職階制というものは、あるいは職階法というものは、決して官職を新設したりあるいは変更したりまたは廃止したりする権限を職階制の実施機關に与えるものではない。すなわち職階制

というものは官職があるがままに分類するものでありまして、ある官職がこれは無用であるから廃止すべきである、有用であるから設置すべきであるというような権限を実施機關に与えるべきものではないといふことを規定しておるわけでありませう。

次に第二條は、この法律で言う職階制の意義を特に定めておるものでございませう。その第一項におきまして、「職階制は、官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に應じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画である。この計画を申請しておるのであります。その内容は一番最初に申し上げた通りであります。が、この意味におきまして職階制というものは、これは制度というよりは、官職を分類整理する計画というように御了承いたいただきたいと思つておる。なおその第二項におきまして、職階制の効力をうたつておるわけでありませう。職階制と申しますものは、結局純粹に技術的な人事管理の面における道具的な手段でございまして、いかようにも使用することがございませう。それ自身は純粹に無色な技術でありまして、この技術を利用して合理的な給与制度を定め、合理的な任用、昇進方法をつくる。こういうことをうたつておるわけでありませう。なおまた職階制に關しましてはいろいろの効用が考えられるのでございませう。あるいは行政機構の改善にも資することがございませう。あるいは現在の国家公務員法がねらつておる、寄与することにもなるかと存するものであります。

次に第四條は人事院の権限を規定したものでございませう。人事院がこの職階制を実施する中心機關である、実施する中央機關であるといふことを規定したものでございませう。これは国家公務員法に指針を受けておる規定でございませう。以上は総則でございませう。次に第二節におきましては、職階制の根本原則を規定してございませう。職階制の根本原則と申しますのは、すでに国家公務員法にも現れておるものであります。要するに職員ではなしに、官職を分類する制度であるといふこと、それから官職を分類するにあたりましては、これを職務の種類によつてまづ縦にわけける。それから職務の複雑さと、責任の程度によつてこれを横にわけける。そうしてこの縦と横との交錯点によつて生じたますの中に、それぞれの官職を当てはめて、そうしてこのまを単位といたしまして、すべての職員を単位といたしまして、すべての職員の試験、給与、任用を定めて行く。一言で申しますればこういう原則をうたつておるものでございませう。でありますから、第六條は官職の分類の基礎を申しております。すなわち官職の分類の基礎は、その官職を遂行すべき職務と責任であつて、その官職を現に占めてゐる職員が、現在どんな資格を持つておる者であるか、あるいはどういふ成績をあげてゐる者であるか、あるいはどういふ能力を有する者であるかといふことを基礎としてなならないといふことを定めておるものでございませう。次の第七條は、職級の決

次に第三條は用語の定義、この法律においてしばしば現われて参りますところの用語の定義を定めておるものでございませう。

定、第八條は官職の格付、第九條は職級明細書、第十條は職級の名称、第十一條は職種とはどういふものかといふことを定めておるのであります。結局これを逆に申し上げますと、雑然たる官職を、その職務の種類の種類によつて、先ほど申し上げました通り、職種を縦にわけるといふのが第十一條の趣旨でございます。縦にわけた職種をさらにその職務の複雑さと責任の度が類似している程度によつて、これを横にわけて行く。そして縦と横にわけたものが職級である。職級といふものは職階制においては官職を分類する最小の単位である。こういうのが第七條の趣旨でございます。次にはこの個々の官職を職級に当てはめることを官職の格付と申しておりますが、第八條は官職の格付を規定しております。官職を職級に格つけるにあつてはどうかするかと、ここに書いておられますところの職務の種類及び複雑と責任の度を表す要素を基準として、職級に格付をしなければならぬ。しからばどういふものが要素かといふことにつきまして、また後に詳しく申し上げますが、お手元の資料にもあるわけですが、それには官職の職務と責任に關係のない要素を考慮してはならない。現在その職員がどれだけの月給をもらつておるから、これを何級に入れるといふのではなしに、現に担任しておる職務の内容によつて、内容を要素として格付する、こういうのが格付の原則でございます。次にこの格付するにあたりましては、個々の職級につきまして明確なる書面をつくつておかなければならぬ。それが職級明細書であります。

の職級明細書といふものは、各職級ごとに作成されるわけでありまして、その職級明細書に記載されております各職級の種類と、職務内容を一方に考え、それから個々の官職の職務の種類とその複雑さ、あるいは責任の程度を、その職員につきましてとりまじた職務記述書の内容、この兩者を比較、検討、評価して当てはめて行くわけでありまして、そういう書類が職級明細書でありますから、この職級明細書をつくるということが、職階制におきましては要に重要な点となるわけでありまして。

それから特に申し上げなければならぬのは、職級の名称でありまして、職級にはそれに属する官職の性質を明確に現わすような名称がつけられるわけでありまして、その名称が、たとえば、まだ確定したものでございませぬが、それ／＼従来事務官、次官、長官といふような漢然とした職務内容を現わすものではない、約千八百、二千にはつきりした職務内容を現わす。単に事務官と言つていたのを、あるいは財政職、会計職、人事職あるいは議事員、郵便書記といふように具体的に現わして行くことになり、具体的に現わされるわけでありまして、その職級の名称は、同時にその職級に属するすべての官職の公式の名称となるわけでありまして、すなわち二級郵便書記といふ職級がございまして、その職級に属するすべての官職はやはり二級郵便書記となるわけでありまして、そうしてまたその二級郵便書記といふ官職を担任しておる職員も、その二級郵便書記とい

ふ名称をもちうわけでありまして、あるいは二級郵便書記と申しますと、郵政省に専属いたしますが、人事職、二級人事書記といふ名称がございまして、この省に勤務しておりますとも、これはすべて二級人事書記ということになるわけでありまして、これがその職員の公の名称になるのであります。今後その職員に任用される場合においては二級人事書記に任用される。あるいはそれが欠員になりますと、二級人事書記について試験が行われ、あるいは二級人事書記の給与は幾らだ、それから二級人事書記の職務内容はどうか、あるいは二級人事書記が今度は一級人事書記になり、それが上にならうかといふことも、はつきり職級明細書によつてはつきり現われて来る、こういう趣旨になるわけでありまして、これらの二級人事書記といふような職級の名称は、今後予算給与簿、人事記録、その他官職に関する公式の記録及び報告に、すべて用いられなければならぬわけでありまして、もちろん今申し上げました通り試験であるとか、その他にも用いられるわけでありまして、但しこの二級人事書記であるとか、あるいはもつとむずかしい名前がつくことがあるのであります、そういうのに対しては、実はこれはアメリカの例であります、アメリカの職階制においては、御承知の通りこれを呼ぶのに略して呼んでおります。専門科学職、補助専門科学職、あるいは書記、会計、財政職といふような分類がございまして、P S PあるいはC A F、その何級と言つておりますが、わが国におきましても、適当な略称または記号を用い得るならば、これを用いてもいいの

じやないかといふ趣旨から、その略称を用いることができることになつております。しかしながら次に特に申し上げておかなければならないことは、局長、課長あるいは長官、次官といふような行政組織上の名称もあるわけでありまして、これは行政組織上の要請から来る名称でありますから、職階制の方から来る職級の名称と併用してさしつかえないわけでありまして、局長、課長、係長、班長といふような名称を用いることは妨げないわけでありまして、たとえば大蔵省の主計局長の職は、これを分析した結果、一級財政職に格付されることになるだらうと思ひますが、一級財政職の何の何が、今度は大蔵省主計局長に任せられるといふことになつて参らうかと思つております。

以上がごく簡単に申し上げました職階制の原則であります。結局このようにしてできました職級明細書に基きまして、個々の官職を格付して行くのが、とりもなおさず職階制の実施でありまして、今回この法律案の御審議をいただきますと、御議決をいただきますならば、私どもの予定といたしましては、ただちに格付の作業に移つて参りまして、本年度において約三分の一、来年度一ぱいにおいて残りの三分の二の格付を終る予定でおるわけでございます。

行く手続がなければならぬわけでありまして、すなわち改正の手続、あるいはまた不当に格付された場合におきまして、これを格付し直す再審査、改訂の手続もなければならぬのであります。そういうことにつきまして、十三條に規定しております。なおこれは人事行政のすべての基礎になる文書でございますから、これを今後の国家公務員志願者、あるいはこういう職員がほしいという人たちのために、文書にしてこれを公示しておくことが必要でありまして、その文書を公示し、これを閲覧に供する手続を第十四條に規定しておるわけでありまして、それからこの規則の違反に対しましては、十五條に罰則の規定がございまして。

なおこの法律は、公布と同時に施行してさしつかえないわけでありまして、ただ先ほど申し上げました通り、この職級の名称をただちに予算あるいは人事記録に使うことは、予算編成その他の關係がありまして、ただちにできないと思ひますから、これは人事院規則で定める日から施行することにいたしました。その他の規定は、公布の日から施行していいと考へております。ただ約百万に上る官職を實際に格付することは、一朝一夕にできることではないのでありまして、早くとも明年一ぱいかかる予定でございますから、逐次その格付は実施してよろしいのだといふことになるわけでありまして、しからば逐次実施して行く場合において、どういふことになりかと思ひますと、ことに問題になりますのは、給与の点であります。すなわちたとえ現在某省の事務官が一定の、二級郵便書記なら二級郵便書記に格付される

ということになりますと、今度はすべて人事記録は二級郵便書記という資格で行われて行くことになるのであります。給与の点はどうであるか。これは御承知の通り国家公務員法六十三條に基いて、新しく給与準則ができることになつておりますので、この給与準則は職階制に適合したものでなければならぬのでありますから、職階制ができてからほんとうの給与法ができてくる。それができ上りますまでは、給与に関する限りは今の新給与実施法の級を本人が持つてゐるわけでありまして。たとえば大蔵省の事務官の現在十級に格付されてゐる職員が二級郵便書記になりまして、それは依然として新給与実施法の十級の何号という給与をもちつております。それが今度はいよいよ給与準則ができ上りますと、給与準則によりまして、今度の八級あるいは九級というのに格付されるかもしれません。その場合におきましては、新しい給与準則の九級、八級と、従来の給与法の十級とは必ずしも給与が同じではありません。上つた場合には上げますが、下つた場合には本人の意思によらないで下げられるわけですから、それではかわいそうだから、新しい給与準則に従つて格付が行われることによつて、給与が減るといふような場合においては、現在持つてゐる給与は新しい格付によつては減らないんだということを規定してゐるのが、附則の第四項であります。それによりまして経過的にはさしあたり新しい給与準則ができて上るまでは、現在の新給与実施法の給与をやつて行く。そうして一応職階制ができてから、今度はその職階制に適合した国家公務員法に基

く給与準則ができて上る。また私どもも法律を急いでおります一つこの理由を、さらにつけ加えて申し上げたいと存するのであります。国家公務員法は御承知の通り国家公務員というものを規定してゐるわけでありまして、この国家公務員というものは、官吏、雇員、用人の区別を撤廃するものであります。官吏、雇員、用人の区別は、何によつて現在あるかと申しますと、結局官任用叙級令が官をわかかつて、一級二級、三級とする。それに基づいてあるわけでありまして。それから種類におきましては、現在の職務内容を適当に表現しておらないところの、事務官、技官、教官というものを三大別されておりますが、この事務官、技官、教官をわけてゐるのは、各省職員通則によつて行われてゐるわけでありまして。この一級、二級、三級をわけておきますところの官任用叙級令、それから事務官、技官、教官をわけておきますところの各省職員通則、これはいずれも現在廃止されておるわけでありまして、しかし職階制ができて上るまでは廃止したのでは支障が生ずるといふので、職階制が実施されるまでなお従前の例によるということになつております。従いまして一日も早くこの職階制ができて上りまして、すべての官職が格付上それぞれの新しい職級に格付されることになりまして、ここで初めて官吏、雇員、用人というような区別、事務官、技官というような区別が廃止されて、すべて国家公務員法のもとにおけるそれぞれの国家公務員ということになるわけでありまして。そういう意味におきまして、国家公務員法の内容を実現するために、この法律の制定が急がれて

いるわけでありまして。国家公務員法はまたその他試験任用につきましても、いろいろの制度を定めてゐるのであります。すべて職階制を基礎にしてやることになつております。そういう意味におきまして、国家公務員法が定める基礎的な制度としまして、この職階制の樹立というものがきわめて緊急なものとなつております。以上非常に取急いで申し上げましたが、これをもちつて御説明を終ります。○藤枝委員長代理 それでは国家公務員の職階制に関する法律案の説明は、以上で終つたやうであります。これに關する質問は他日にまわしまして、先ほどの質疑の続行をいたしたいと思ひます。土橋君。○土橋委員 お待ちしております。労働大臣が見えませんでしたので、ちよつとお願いしたいと思います。最近の消費者価格指数等を見ましても、あるいは公定価格のやみでも上昇してゐる率は、すでに大臣は御承知と思つたのであります。最近全国の労働者諸君の給与に關するいろいろの問題が出ておること、十分御承知と思つたのであります。そういったことが最近本会議において、人事院總裁が来るべきときには必ず給与ベースの改訂について勧告をする考えを持つておる。こういうことを表明されておられますが、政府の方では官吏諸君の新給与の改訂について勧告があるならば、どういう用意を持つて新給与実施に關してお考えになつておるか、この点を第一にお聞きしたいのであります。

第二点は、賃金の引上げという問題は、特に民間の企業にも通じまして、きわめて大切な問題であります。そういうふうな公務員諸君の給与の改訂について、どういふ考え方を持つておられるか。端的に申し上げると、官庁職員の給与は、実際に物価の状況から見て低いと思ひますが、これについてあなたはどういふ見解を持つておられるか、お聞きしたいと思います。○鈴木園務大臣 お答えいたします。人事院から公務員の給与に關する勧告があつた場合に、政府はどうするかという御質問に對しましては、これは過日も總理から参議院の本会議等でお答えしたように思ひます。つまりそれはこれから出て来てから十分見て、その内容によつていろいろの考慮があるわけであつて、またこんなものが出るであらうという仮定のもとに、事前に回答すべき段階ではないというふうなお答えがあつたやうに記憶しております。私自身も現段階においては同じ考えであります。

それから給与の問題でございますが、結局実質賃金の問題が中心になつて参りますが、実質賃金は二十三年の初めごろから季節的変動等いろいろな変動はありますけれども、またそのとり方によつていろいろな変化もありませんけれども、これが上昇の過程をとつておるといふことは大体事実でございます。しかし職前に比べればなお相当低いということも事実であり、労働生産性の向上という点から行きますと、実質賃金を消極的に言へば維持充実に、さらに積極的に言へば、今後とも上昇せしめるといふことは必要であると思つております。これはあえて公務員の問題についてどういふ考え方ではなくして、全体の賃金の傾向について申し上げるのであります。しかしながらその引上げの方法論としては賃金三原則もあり、現在の日本の経済界の実情においては、これらの線とらみ合せて、この春以来政府がとつて来たところの安定政策の軌道の上において、実質賃金をでき得る限り充塞させるといふ政策をとるべきであり、その政策は——この政策一つとればたゞちに実質賃金の問題が解決するといふふうな政策はなかなかないであります。したがつて、幾つかの政策を総合的に実施して行く。たとえばこれは、三月にわたつて行つた一応の勤勞所得税の引下げであつて、四月以後においてはさらに引下げ方法を講じたいと言つておる通りであります。また大衆課税的な消費税率の幾つかの税について軽減もしくは撤廃ということについて、今後も行つて行くという方式もむろん考へております。それから主食を充塞させるというところも考へておる。同時にたゞいま土橋議員から御指摘のありましたやみ物価の点でありますけれども、上つたものもあり下つたものもあり、たくさんある物価の中には、いろいろな変化はありますけれども、大体において私どもは今後やみ物価というよりは、マル公プラスやみ物価、それに対して私どもはものとなえるところの自由価格に移つて行くという過程において、消費物価のある程度の値下りということ、全体の政策さえしつかり推進されれば期待し得るやうにも考へております。そういうたゞケースを幾つか組合せて総合的な政策を進めることによりまして、さき申しましたやうな安定政策の軌道の上における実質賃金の充塞とい

うことは、今後もお強力で考えなければならぬ、こういふふうで考えておきます。

○土橋委員 たいま私がお尋ねしたことは、実質賃金向上に關して将来希望する政府の政策について、お尋ねしたのではないのであります。それはすでに大蔵大臣も総理大臣も、本会議において、説明をしておりますので、そういうことをあなたにお尋ねしてはいないのであります。そういう希望的な、期待的なものについては、私はお尋ねしてないものであります。官公職員の六千三百七十四ベースというものが、現在公定価格の主食、あるいは副食物、あるいはみそ、しょう油というようなものの値段が現実に上つておるので、きわめて低いものであるというところは、人事院総裁が過日の本委員会において、明確に示されておるのであります。これは速記もありますので、あなたもこの速記は読んでいただきたいと思ひます。

さて労働行政の全般的なものを見られておるあなたとしては、六千三百七十四ベースはきわめて低いという人事院総裁の見解と同じように、これを低いと認めるかどうか、この点を私はお尋ねしておるのであります。従つてあなたの方として明確に現在の六千三百七十四ベースは低いものであるということとを、認定されるかどうかということをお聞きすればよろしいのであります。

○鈴木国務大臣 公務員諸君の特殊な立場その他から考えますときに、私はあえて公務員だけでなく、さきも申しましたように全体の賃金ベースは、さらに今後充実する必要があるということをお聞きしたのであります。現在

どうであるかという問題に對しましては、予算との關係、その他幾多の施策との結びつきにおいて、考えなければならぬのであります。実質賃金を充実する努力は拂うべきであり、極力その方面に政府は努力して、実質賃金の維持向上をはからなければならぬというところを、お答えするわけでありませう。

○土橋委員 今のお答えは、政府はかようにやりたい、そういうふうに政策を進めたいという御意見であつて、私は現実の昭和二十四年のこの十一月の二十一日において、六千三百七十四ベースというものは、人事院総裁もきわめて安いものであるという表明をされておるし、一般の全国の労働者諸君の各業種別な賃金の形態を見ても、きわめて低いものであると思ひますが、労働大臣はどういうふうに考えておるか、この点をお聞きしてあるので、民主自由党、吉田内閣の実質賃金引上げの政策を私は聞いておるのではない。今日ただいまにおいて六千三百七十四ベースというものが、まことに食つて行けない賃金であるということ、労働大臣は認定しておるかどうかという点を聞いておるのであるから、その点を明確に答えていただきたい。

○鈴木国務大臣 実質賃金も、極力今からでも早く充実する方策をとる必要があるというところを、申し上げておることによつてお答えができておると思ひます。

○土橋委員 奇怪千万な御答弁でありまして、六千三百七十四ベースというものは、きわめて低いということを權威ある人事院総裁が申しておるのであります。しからは労働行政全般の賃金の

問題、その他労働行政に關する責任を持つておる労働大臣が、今日ただいまの時期において、官公吏諸君の六千三百七十四ベースという給与は、低きに失するものであるという認定をするかどうかということをお尋ねしておる。その法律あるいは予算が通過しなければならぬ問題であつて、当面ただいま低いかどうかということをお尋ねしておるのであります。あなたとして、もしそのようにことがわからなければ、わかる委員を呼んで御説明願いたい。どうしてもそういう説明はわからないというならば、私はまず労働大臣としての資格は、きわめて不十分なのであると思ひますが、これは私の認定でありますから、とやかくあなたに強要する考えはないが、わかるような人を呼んで責任を果していただきたいと思ひるのであります。

○鈴木国務大臣 賃金の問題は、あくまでも実質賃金の問題であり、物価の面等にも關連のある問題であります。この点につきましては、実質賃金は先ほどからも申しますように、あえて公務員諸君のみでなく、一般の賃金もあわせて今後とも上昇充実せしめる必要があるというところを、繰返し／＼申し上げておるので、土橋さんの御指摘の點に對する一応のお答えになつておると思ひます。

○土橋委員 どうしてもあなたが答えられないということならば、しいて私は聞きたくはないのであります。少くとも現在の実質賃金を向上しようという、そういうあなたの期待的な、あなたの政策面からは、六千三百七十四ベースの公務員諸君は、食つて行けないの

であります。そういうことをわれ／＼は聞いておるのじやないのであります。現在の公定価格を昨年の七月当初から今年の七月当初に比べても一七七で、およそ七割七分程度上つておるのであります。安定本部の調査によりまして、たしか三六％上昇しておる。きわめて謙虛な数字、きわめて少く見積つておると思はれる安本の数字です。三割六分でありませう。そこでわれわれは二十八條の規定に従つて、当然情勢適応の原則上、人事院総裁は国会及び内閣に賃金ベース引上げに關する勸告をしなければならぬということをお尋ねするのであります。そういう際にあなたの所信を聞いておるのであります。もしあなたがどうして答へられないというならば、無能の労働大臣である、かように私は確信しなければならぬと思ひます。

さてこの問題は一応それで終りました。次に最近新聞が報道するところによりますと、最低賃金委員会というものを、労働基準法においてあなた方は考へておられるということが報道されております。どういふ内容で、またどういふ方法で最低賃金委員会をつくられるか、簡単に御説明願いたい。

○鈴木国務大臣 御承知のように労働基準法に、最低賃金に關する審議会というふうなものを必要とする段階に達したと、労働大臣が見たときに、それを実行することができるといふふうな規定になつておるのであります。労働大臣といつたしましては、最近の趨勢その他から、今やこの問題を取上げて真剣に検討すべき段階に達したと見ましたからして、その方向において動き出そう、それから所定の委員会を組織

することにいたそう、それがためには経費も必要である、その経費は二十五年度の予算の中に、一応盛り込んであるわけでありませう。土橋委員の御質問になりました、いつどういふ方法でという問題になりますと、大体私の考へておるところでは、今のところでは二十五年度予算が成立したのちにおいていふに、時期的には考へておりますし、それからその組織の方法等につきましては、率直のところまだ決定しておりませぬ。労働省の中でも案を考へておるといふのが事実でございます。

○土橋委員 最初のあなたの御答弁を承りますと、労働大臣の認定によつて、労働基準法に規定してある中央、地方における最低賃金委員会を設立し得るような御説明でありましたが、私はあの規定には労働大臣の認定によつて、最低賃金委員会をつくれるといふふうな書いてあるとは、解釈しておりませぬ。労働基準法を制定され、労働省がこれを実施する際には当然これを行わねばならぬといふことは、あなたよりも何代も前の、たしか米窪労働大臣のときであつたと思ひますが、すでにこの問題は起つておるのであります。当時業種別平均賃金策定に關する問題が、急遽持ち上りまして、この中央賃金委員会は一時停止の状態にあつたのであります。従ひまして初めの御答弁は、何か記憶違いか思い違ひでないかと思ひます。

そこで問題の中心点は、最低賃金委員会をつくられようとするならば、すべからず労働者諸君、特に民間に於ける各種の労働組合の幹部諸君を十分に入れられまして、そういう意見を十分

聞かれるようにして、最低賃金委員会というものを、中央、地方を通じておつくりになることを、切に私は要望します。これについて大臣はどうか御所見をお持ちか、お聞きしたいのであります。

**○鈴木国務大臣** 前の方の、労働大臣の認定において云々という言葉は、あるいは御指摘のように、私の考え違いかもしれません。しかしそれは、言つたところの意味は、過去の経緯はどうあろうと、今はそれに手をつける段階だという見解で自分は今おりますから、という意味だったのであります。

それから、その方式等について、各方面の意向を十分取入れて出発せよという御意見であります。どれ／＼の方面にどういふ形です。と、これは、今申しましたように、目下案を固めつつある段階でありますから、申し上げられませんが、でも、できる限り広い方面の意向を聞いて、この問題を進めて行きたいというふうに、根本的な態度としては考えております。

**○土橋委員** 私のお尋ねしたのは、各方面はもちろんであります。労働者の代表を十分入れて、あなたの方では中央、地方を通ずる最低賃金委員会をつくるようにしていただいたかどうかということでもあります。このことだけ、労働者の代表を入れるなら入れる、その意見を参酌するならするという点を、聞かしていただければ、けっこうであります。

**○鈴木国務大臣** 労働者の代表を入れないという結論が出て来るわけはありませんけれども、まだその組織が決定しておらないのでありますから、どういふ形でもつて入れるかとい

うふうなことを申し上げる段階ではないのであります。ただ、今繰返して申し上げますように、もちろん一つの重要な面である労働者側の意向も加わり得るような方式でもつて、考えて行きたいということを考えております。現段階におきましては、そうお答えし得る程度でございます。どういふ形をもつて、どういふところをどう、というところまでには、まだ案自体、委員会の組織自体が決定しておりませんから、お答えし得る段階に達しておりません。

**○土橋委員** なおこの問題については、次の機会等に保留して、十分研究して、あなたの方へもお尋ねしたいのであります。当面向こういふ問題をお聞きしたい。昨年の七月二十二日マ元帥から書簡が出まして、そうして七月の三十一日の日にポ政令二〇一号というものを制定したのであります。そういたしますと、当時臨時人事委員会というものがあつて、国家公務員全般及び地方公務員、並びに教職員に関する問題は、臨時人事委員会が諸般の事項を担当しておつたのであります。ところが御承知のように、国家公務員法の改正が昨年の暮に制定せられましたから、地方公務員と教職員に関する問題については、これはどこで苦情の処理をするか、事件の起つた場合にどういふ処理をするかというところにつきましては、現在労働委員会においてもこの問題を取上げない。人事院でもこの問題を取上げない。同時に地方労働委員会等においても、これは国家公務員に準ずるものであるからというよりな見地で、ほとんどその苦情や、あるいはい／＼な異議の申立て、そ

ういふものについては処理をしないのであります。そうすると、地方公務員諸君と、それから教職員の諸君については、明確に保護せられるところの立法がないのであります。ところが、鉄道関係は公共企業体労働関係法規によつて律せられ、一般の国家公務員は、これは国家公務員法で、人事院が統制をする。民間人は労働組合法によつて労働委員会なり、地方労働委員会である、こういふふうになつて、明確に数十万—大よそ百二十万くらいになつておると思いますが、地方公務員、教職員は何ら保護されていないという立法上の重大な手落ちがあります。これは第二次の吉田内閣と、第三次の吉田内閣によつて、こういふことをやつておるのであります。これに対して労働大臣はどうか、この責任を感じ、どういふような方法で今日まで、これらの職員諸君が要求すべき、あらゆる苦情なりについて処置を講じておつか、あるいは立法措置としてはどういふような救済処置を考へておつか、この点を明確にしていきたいと思ふのであります。

**○鈴木国務大臣** それらの問題につきましては、専門的な、立法的な技術問題も加わつて参りますので、責任ある答弁といつて参りました。私の方の考へ方、措置等も照し合せまして、別の機会に正確にお答え申し上げたいと思ふのであります。

**○土橋委員** 私は、そういう簡単な答弁ではならぬと思ふのであります。あなた方が内閣を構成しておつたときのこと、こういうことを知つていながら、何らの立法も措置もしないで、今日ただいまになつて、何だか技術的なものだからという説明をしようということ、あなたの方の政府では、地方公務員諸君と、教職員諸君については、何ら保護的措置を講じていない、ということが明瞭であります。この責任をあなたは大層どういふ内容で、この委員会に御報告になり、明確にその責任をとるかという点を私はお聞きしたいのであります。ただ立法措置がこれによつておこなわれるからということだけでは、済まされないであります。百二十万にも余る地方公務員、教職員の真剣なる要求なり、苦情の処理なり、そういうものについて、何らあなたの方で手を施さないで、ただ公務員に準ずるといふような、まことにあいまいな態度で今日まで過しておる。この責任を吉田内閣はどうかという問題でありますので、明確にその点をお答えを願ひたい。

**○鈴木国務大臣** それらの点につきまして、立法的、事務的な、ただいま申し上げました点を調査いたしました。明確にお答えいたしますことにいたします。

**○土橋委員** あなたの責任はどうか考えていらつしやるのですか。それはいかなる政府といへども、立法の落度もあつたし、手落ちもありましたし、あなた方の重大なる手落ちをしておる吉田政府といふことは、どういふ責任を感じておるか。将来どういふような方針で—今まで得べかりし—の利益、当然要求すべき団体交渉上の権利、あるいは政治活動の制限等、あらゆる首切りの問題、特に首切りに至りましては、これらの諸君は非常に気の毒な状態にあります。定員法という法律によつて、ただもう苦情処理を申し込む場所もないというふうな状況であります。こういう点については、あなたの責任を私は明確にしたい。あなたのお考えは、立法上の手続とか、不備とかいふ点は、これはわかり切つておる問題であります。労働大臣としてどういふ責任を負うか、吉田内閣としてどういふ立場において、この責任を明らかにするかどうかという点をお聞きしたいのであります。

**○鈴木国務大臣** 今申しましたような諸点が明らかにしなければならぬのであります。それらの点を十分取調べまして、明らかにしてお答えいたします。

**○土橋委員** 手続上の不備ということをはきわめて明白でありますので、それを調べておるというふうな、何を調べておるのか、明らかにしてお答えを願ひたい。

**○鈴木国務大臣** 今申しましたような諸点が明らかにしなければならぬのであります。それらの点を十分取調べまして、明らかにしてお答えいたします。

つて、ただもう苦情処理を申し込む場所もないというふうな状況であります。こういう点については、あなたの責任を私は明確にしたい。あなたのお考えは、立法上の手続とか、不備とかいふ点は、これはわかり切つておる問題であります。労働大臣としてどういふ責任を負うか、吉田内閣としてどういふ立場において、この責任を明らかにするかどうかという点をお聞きしたいのであります。

**○鈴木国務大臣** 今申しましたような諸点が明らかにしなければならぬのであります。それらの点を十分取調べまして、明らかにしてお答えいたします。

**○土橋委員** 手続上の不備ということをはきわめて明白でありますので、それを調べておるというふうな、何を調べておるのか、明らかにしてお答えを願ひたい。

**○鈴木国務大臣** 今申しましたような諸点が明らかにしなければならぬのであります。それらの点を十分取調べまして、明らかにしてお答えいたします。

**○土橋委員** 手続上の不備ということをはきわめて明白でありますので、それを調べておるというふうな、何を調べておるのか、明らかにしてお答えを願ひたい。



いうのは、それに附随した問題で、そのことも広汎な条件の中に盛り込まれて行くのは、当然だと思つては、その根本の問題について、大臣にひとつ御意見を聞きたいと思ふ。

○鈴木国務大臣 産業の合理化は結局私どもの考え方では、インフレを収束して、合理的な軌道の上に立つたところの産業の再建が行われるのでなければ、労資双方ともにその収入も立場も充実して来ない。そういう意味において、私どもは——これは私よりはむしろ通産大臣なり、あるいはその他の直接その衝に當つてゐる人たちに聞いていただきたいのでありますけれども、決して労働者諸君のみ、あるいは一方的立場に立つのみの、産業の合理化を急いでいふというふうには、考えておらないのであります。ただ傾向として、さういふことが出て来ることに對しましては、厳に注意を拂つて安當なる線において産業合理化を進めなければならぬといふ考え方も、もちろんあります。根本的に今おつしやいましたような意味において、産業合理化を急いでおるといふような考え方は、政府としてとつておりません。

○藤枝委員長代理 加藤君、本委員会に上程されております議案に關連して御質問を簡単に願います。

○加藤(充)委員 これはおもろく聞連いたしますが、水谷さんあたりが問題にしたことで、大蔵大臣が答弁したのですが、それをまとめて言うと、私はどういふふうに理解したのです。水谷君が社会保障の裏づけがないやう方で、そのいふものでしぼつて行つて、

さうして安定したといふけれども、これは巨大資本や巨大産業のための安定ではないかといふようなことを言つたことについて、大蔵大臣は、社会保障が裏づけになつていて、それで資本主義社会が安定したといふのだつたら、イギリスの例を見てみるというふうなことで、お茶をにごされたのであります。が、そういう点から見て、賃金の問題で實質賃金を向上させるとか何とか言つてゐるが、食えない賃金のベースなり、低賃金の方針をとおつておいて、社会保障の点についても予算から見ても、世でしようが、予算の全面から見ても、社会保障の点についての政府の施策が、絶えず親善をなすておいてやつて行くやうな、これが日本の産業の再建であり、産業合理化の基本方針だと言われておられます。それは労資協調といふことではなしに、労資一体となつたといふことを大臣は言われておられます。一方の方はふんどしも取上げられねやつて、からからになつて、しはすの風に吹きさらされてゐる。他方には頭の上に帽子をかむり、毛のえり巻をし、オーバーも着るといふやうなやり方であつて、労資とも、の産業再建ではないかと、やはり日本の産業合理化といふものは、あなたがどんなに口を言おうとしても、低賃金の問題に端的に現われ、社会保障の裏づけの点に現われているやうに、下の方の犠牲で上の者がやつて行くといふ産業の合理化だと思つておられるが、さういふ点はいくら議論しても始まりませんが、さういふ点であなたに聞くのですが、六千三百円で食つて行けるかと思つて行けるか、あるいは八千五百八十円で食つて行けるか、労働力の再生産ができるかと思

か、ここをひとつ考へていただきたい。それで食つて行けないと思ふことがあるならば、社会保障のどういふ点に裏づけがあればやつて行けるか、それをどこにどういふふうにしよかと思ふか。そこまで納得が行く説明がなければ、社会保障がつかれてゐるのは、イギリスじゃないかといふやうなことでは引下れないと思つておられるが、その点をいさし少し、一般的でなく具体的ないいと思つて。米の増配で裏づけると言われたが、米の裏づけでは一割二分も値上げせられて、金がないところに、配給がよけいになつても金がないから買えない。これでは實質賃金の向上の施策にはならない。さういふことを私には考へない。さういふ意見を問違つておられるならば、たとえば米の増配の問題もさうなるじやないか。あるいは失業保険あるいはその他の社会保障でもさうなるじやないか、健康保険でさうなるじやないか、健康のこと言つていただけたい。あるいはこれは職場の問題ですが、下級官吏の共済組合の掛金が俸給の七%になつてしまつておる。これがたいへん重大な負担になつて、安い俸給体系の中では破滅的な意味合いを持つておる。さういふことを考へて、私どものところに集まつておる不平なり、苦情なり、陳情の要点であります。さういふ一例をこつて、この点ではさうして實質賃金の向上をはかるのだ。税金はさうなつておるではないか。家計にそれがどう響くかといふところまで、一例でけつておる。全般的な施策はあなたにお聞きしてもわからないと思つて、あなたが責任をもつて言える、あなたが御専門に研究されておる一例で説明をしていただきたい。

か、ここをひとつ考へていただきたい。それで食つて行けないと思ふことがあるならば、社会保障のどういふ点に裏づけがあればやつて行けるか、それをどこにどういふふうにしよかと思ふか。そこまで納得が行く説明がなければ、社会保障がつかれてゐるのは、イギリスじゃないかといふやうなことでは引下れないと思つておられるが、その点をいさし少し、一般的でなく具体的ないいと思つて。米の増配で裏づけると言われたが、米の裏づけでは一割二分も値上げせられて、金がないところに、配給がよけいになつても金がないから買えない。これでは實質賃金の向上の施策にはならない。さういふことを私には考へない。さういふ意見を問違つておられるならば、たとえば米の増配の問題もさうなるじやないか。あるいは失業保険あるいはその他の社会保障でもさうなるじやないか、健康保険でさうなるじやないか、健康のこと言つていただけたい。あるいはこれは職場の問題ですが、下級官吏の共済組合の掛金が俸給の七%になつてしまつておる。これがたいへん重大な負担になつて、安い俸給体系の中では破滅的な意味合いを持つておる。さういふことを考へて、私どものところに集まつておる不平なり、苦情なり、陳情の要点であります。さういふ一例をこつて、この点ではさうして實質賃金の向上をはかるのだ。税金はさうなつておるではないか。家計にそれがどう響くかといふところまで、一例でけつておる。全般的な施策はあなたにお聞きしてもわからないと思つて、あなたが責任をもつて言える、あなたが御専門に研究されておる一例で説明をしていただきたい。

い。さうしなければ、一般的に考へておるとか何とか言つたつて、それは絵に描いたもちを見た方が、なお私どもの目を楽しませることができる。労働大臣のさういふ絵にも描けないような話だけでは、何の楽しみにもならぬし、安心にもならぬと思つて。この点を親切にやつてくださいます。

○鈴木国務大臣 大蔵大臣の言われた言葉に對する解釈は、どうぞまた別の機会に大蔵大臣に聞いていただきたいと思つておる。

それから社会保障の問題であります。率直に申し上げますが、現在日本の国力、それから戦争の後の諸條件のもとにおいて、完璧な社会保障に急速に移つて行くといふことは、なかなか困難ではないかと思つておる。しかしながら社会保障全体の問題につきましては、社会保障審議会もあつて、案を練つておるのであります。適當な案があつた場合には、われわれはそれに一歩前進して行くといふ考へ方において、決して反対ではないところではない、適當な案の出で来ることを待つておるわけでありまして。

でありますけれども、これ一つとれば、ただちに實質賃金の問題が解決できるというやうな、そんな奇想天外なものはないのでありますけれども、自由經濟の軌道の上において、さういふふうによつて行けば、實質賃金の問題は總的に解決できるという考へ方があるわけでありまして、それはさう大蔵大臣もその一部分を財政の面から、私よりは少くとも財政の面に關する限りは、数字をあけて説明されたいと思つておる。あるいは将来するさういふと思つておる、あるいは税を下げて行く、消費稅的なものを引下げて行く、勤勞所得稅も引下げて行く、御承知のやうに大蔵大臣も、あれは一、三月の税の軽減であつて、少くとも乗年度以降は、それよりも一層引下げるといふ前提のもとに立てられた暫定的な減稅案であるといふやうな説明をしておられるわけでありまして。相當引下げられるさうと思つておる。しかし將來のことです。さういふ、まだ未決定でありますけれども、勤勞所得稅に對しては特殊の考へを拂つておることも言つておる。

さういふ、まだ未決定でありますけれども、勤勞所得稅に對しては特殊の考へを拂つておることも言つておる。どこにどう拂つかというところは、大蔵大臣が今後決定し、検討する問題であります。ここでもつて追究されても、私から責任をもつて数字をあけて、さういふことを言ひ得る段階にもあつておるわけです。けれども一つの方法論として、さういふ考へ方を強力に推進するといふことを大蔵大臣も言つておられます。われわれも要望しております。

それから主食の配給の充実、これもまだ供出の問題その他数量の問題も全部決定しておるわけではありませんが、明確な数字をあけて云々といふ



とはできませんけれども、方向として今年のみできぐあい、その他供出のやりぐあいというような点から考えまして、相当の期待が持ち得るものと、労働大臣としては切に望んでおられるわけでありまして、ここに数字はあげられませんが、相当の希望は持てると思ひます。

それから自由物価の下落という問題、これも十分の期待が持てると思ふ。そういったものを総合したところの方法によつて、われ／＼はわれ／＼の立てよとする自由経済の国家再建の方式の中に、実質賃金の向上という問題を実現して参るということ、御説明申し上げておるわけでありませぬ。

○加藤(充)委員 詳しい話を聞るお聞きしたいのですが、それは省費して、次の機会に譲りたいと思ふのですが、それでは、現在の税制改革で、大体平均のところでは、何パーセントくらいの家計に対して何パーセントくらいの生活費の軽減になつてゐるか、ということ、並びにその計算を労働大臣としてはお持ちですか。これはすでに税制改革の方針が出ていますし、大衆課税、消費税等の一部の減免もあるようでありませぬし、そういう点だけひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 その点に關しましては、労働省でも一応与えられた、將來をもひつくるための仮定的な条件のもとにおける計算はやつたはずでありますけれども、今私はここに持つておられません。しかしその点につきましては、おそらく大蔵大臣からも税に關する限りの勤勞所得税等との關係は計算しておるから、近く発表の運びになると思ひます。労働省といたしましては、もち

ろん税自体の計算は、労働省にはできないのでありますから、それを基礎としたところの労働省の見解というものは、あらためて聞いていただくことにいたします。今はここに明確な数字は持つておりませんが、大蔵大臣は持つておるはずであります。実質賃金の向上、そういうものは、こうなればこうなるという仮定のもとに統計調査部でつくつたものは、おそらくあるだらうと思ひます。

○加藤(充)委員 それでは現在の税制改革で、あなたがさつき言われた消費税等の節約というふうなことで、実質賃金の向上の面からだけで、何パーセントの向上になつておるか、どの程度向上になるかということについて、あれほど実質賃金の向上ということに熱望され、努力されておられるが、そのことについてまだ當つておられないのですか。

○鈴木国務大臣 その問題は労働省の事務当局としては随時検討しております。ただ私がここに明確にお伝えする数字は、ただいま持つておりませぬから、慎重を期してまたの機会に……

○加藤(充)委員 持つていないのかというのです。それだけの資料なり、結論が……

○鈴木国務大臣 今日までに発表され、こういふふうになるだらうというあらゆるケースの場合に當てはめたところの計算は、もちろん労働省としては時々やつております。そういうものはその都度々々できております。こういうことを申上げております。

○加藤(充)委員 今聞いたのは税金の問題です。結局実質賃金向上のために、どうも言葉だけでは受取れないの

で、しつかりやつていただきたいと言わざるを得ない。

○藤枝委員長代理 本日はこの程度にとどまして次会は明二十二日午後一時より開会することにいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷部 印刷